

行政常任委員会

令和 6 年 3 月 1 4 日（木）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。3月7日から始まった常任委員会ですが、いよいよ今日、病院と水道の企業会計を残すのみになりました。ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員、同じく病気のため内山左和子委員でございます。

それでは、尾鷲総合病院の付託議案が条例1件と補正予算1件と当初予算の3件でございます。

まず初めに、議案第9号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてから審査に入りたいと思いますので、説明をよろしくお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の39ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、条例の一部改正でございます。議案第9号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例の一部改正は病床数の変更でございます。尾鷲市病院事業の設置に関する条例第3条第3項における一般病床199床を56床削減し、一般病床を143床とするものでございます。これにより療養病床は56床を含めた病院の病床数は199床となります。このことはこれまで地域医療構想を踏まえた尾鷲総合病院経営強化プランの中で、将来の医療需要及び病床機能に応じた病床数の削減を検討してきたものでございます。

地域医療構想においては、東紀州の将来の必要病床数が示され、本病院としても病床利用率の低い現状や医療需要等から50床程度の削減を検討しているということをこれまで委員会等において説明をさせていただいておりましたが、来年度からの経営強化プランを実行していくに当たり、本病院として今後の病院運営を踏まえて病床数を削減するため条例の一部を改正するものでございます。

なお、資料のほうには、1ページには条例改正による病床数の変化による効果などを、2月14日に開いていただきました行政常任委員会と同様の資料を掲載しております。平均入院患者数のみ最新の数に変更しておりますので、また後ほど御覧

ください。

また、このことで一般病床の許可病床数は3階から6階の4病棟で急性期は143床となりますが、現在は多いときで100床ほどの稼働状況となっております。このことから、運用上は入院患者の動向により急性期の患者を3階、5階、そして、6階を産科専用病棟として114床程度で運用していくことを想定しております。稼働していない30床弱を休床とすることで、効率よく加算など診療報酬を得るために取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

条例の一部改正については以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。ただいまの一部改正について、御質疑のある方、御発言をお願いいたしたいと思います。また、予算審査と絡めて聞いていただいても結構でございますので。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、議案第9号の審査は一応ここで終わりたいと思います。

引き続きまして、議案第19号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）についての説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 それでは、議案第19号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2条における収益的支出につきましては、第1款病院事業費用、既決予定額44億3,547万9,000円を195万1,000円減額し、合計44億3,352万8,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、説明書のほうで御説明をさせていただきます。

第3条は、予算第4条本文括弧中において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,224万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億3,179万5,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の部といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額5億310万9,000円から補正予定額2,270万円を減額し、合計4億8,040万9,000円とするものでございます。

支出の部は、第1款資本的支出、既決予定額7億3,535万円から補正予定額2,269万5,000円を減額し、合計7億1,265万5,000円とするもので

ございます。

2 ページを御覧ください。

第4条になります。予算第6条企業債は、医療機器整備事業の補正前の限度額1億7,840万円を補正後の限度額1億5,570万円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

病院事業会計補正予算（第3号）説明書でございます。

収益的収入及び支出のうち、支出、第1款病院事業費用、第2項医業外費用195万1,000円の減額は、第3目第1節雑支出200万7,000円の控除対象外消費税の減によるものと、第4目第1節消費税及び地方消費税5万6,000円の納付消費税及び地方消費税の増によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債2,270万円の減額は、医療機器整備事業における事業額の確定によるものでございます。

次に、支出の部、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費2,269万5,000円の減額は、入札等による器械備品購入費の減によるものでございます。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

令和5年度の尾鷲市病院事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書で、1年間の現金の増減を表すものでございますが、5ページの最下段、今年度末の資金期末残高は14億6,434万4,000円となる見込みでございます。

6 ページ、7 ページは予定損益計算書でございます。補正後の予定では、7ページの下から3段目の当年度純損失は4億3,125万9,000円の見込みでございます。

8 ページからは、尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しております。

以上が、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の説明でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、議案第19号の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第14号、令和6年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につ

いての説明をお願いいたします。事務長、もうちょっとゆっくり言ってくれる。お願いします。

○竹平総合病院事務長 それでは、説明をさせていただきます。

議案第14号、令和6年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。

病床数は、一般病床143床、療養病床56床で、患者数につきましては、入院患者数が1日平均158人、年間延べ5万7,547人で、昨年当初より898人の増、外来患者数は1日平均345人、年間延べ8万3,722人、昨年より1,746人の減を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出では、収入において第1款病院事業収益42億4,382万5,000円、第1項医業収益36億929万4,000円、第2項医業外収益6億3,443万1,000円、第3項特別利益10万円でございます。

支出は、第1款病院事業費用44億6,664万8,000円、第1項医業費用43億6,323万8,000円、第2項医業外費用1億291万円、第3項特別損失50万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入で3億9,242万7,000円、内訳は、第1項企業債7,730万円と第2項負担金3億1,512万5,000円が主なもので、支出は、第1款資本的支出6億4,909万5,000円を計上しており、内訳は第1項建設改良費8,433万7,000円、第2項企業債償還金5億5,695万8,000円、第3項投資780万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,666万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億5,648万2,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条、債務負担行為でございます。

学資貸与金は、期間を令和7年度から令和10年度まで、限度額を1,740万円、また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和7年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものでございます。

次に、第6条企業債は、医療機器整備事業について建設改良費の医療機器購入に

充当するもので、限度額を7,730万円、利率、起債の方法につきましては記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は6億円と定めております。

第8条では、令和5年度尾鷲市病院事業会計予算中、不足を生じる場合、支出予定の各項の経費の金額の流用をすることができることを定めております。

また、第9条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費と公債費を定めております。

3ページを御覧ください。

第10条、他会計からの補助金として、病院群輪番制病院運営事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,766万円と定め、第11条ではたな卸資産購入限度額を7億7,025万3,000円と定めております。

次に、4ページを御覧ください。

令和6年度の予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出、収入ですが、第1款病院事業収益予定額42億4,382万5,000円の内訳は、第1項医業収益36億929万4,000円で、第1目入院収益22億5,304万円、第2目外来収益12億5,210万4,000円、第3目健診収益は3,270万8,000円で、健診収益は一般健診収益2,328万8,000円、妊婦健診収益535万7,000円ほか各健診収益でございます。

第4目その他医業収益は7,144万2,000円で、室料差額収益3,391万4,000円ほか文書料、その他医業収益2,849万6,000円が主なものでございます。

第2項医業外収益は6億3,443万1,000円で、第1目負担金2億4,379万1,000円は企業債利息償還金等の一般会計負担金です。

第2目補助金4,486万4,000円は、病院群輪番制病院運営事業補助金のうち、尾鷲市分1,766万円と紀北町分1,566万円、救急医療体制人材確保支援事業補助金他で1,154万4,000円でございます。

第5目の長期前受金戻入3億2,851万3,000円は、資産の減価償却に合わせて補助金等を戻入するもので、第6目その他医業外収益1,621万1,000円はテレビカード収益他でございます。

5ページを御覧ください。

支出では、第1款病院事業費用44億6,664万8,000円で、内訳は、第1項医業費用43億6,323万8,000円、第1目給与費24億6,571万8,0

００円は、第１節報酬３億４，１３４万３，０００円、これは応援医師及びパートタイムの会計年度任用職員の報酬でございます。

第２節給料８億７，２７６万１，０００円は、職員２１１名分とフルタイムの会計年度任用職員１７名分の給料でございます。

第３節手当６億４，０９２万４，０００円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。

第４節法定福利費２億９，０８２万８，０００円、第５節退職給付費１億７，８９３万９，０００円は、退職給付引当金繰入額でございます。

第６節賞与引当金繰入額１億１，９１６万３，０００円及び第７節法定福利費引当金繰入額２，１７６万円は、翌年度に支出する賞与及び法定福利費のうち当年度分を計上するものでございます。

次に、第２目材料費７億２５４万９，０００円は、薬品費３億４，９５５万円と診療材料費３億４，６７４万６，０００円が主なものでございます。

第３目経費８億４，３５９万円は、第１節の厚生福利費から次ページの第２６節の雑費までございますが、雑費までの各経費で、第７節光熱水費１億９７５万５，０００円、第８節燃料費５，７３６万６，０００円、第１３節賃借料８，３８４万３，０００円ほか、第１５節の委託料４億３，６８７万８，０００円が主なものでございます。

この医療事務委託料他、委託料につきましては後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

第４目減価償却費３億３，６２０万１，０００円は、各資産に係る減価償却費でございます。

第５目資産減耗費６０５万６，０００円は、医療備品等の除却費が主なものでございます。

第６目研究研修費９１２万４，０００円は、図書費１６０万６，０００円ほか、学会等の旅費交通費３６３万３，０００円、治験研究費の研究雑費３８８万５，０００円でございます。

第２項医業外費用１億２９１万円は、企業債利息償還金等支払利息及び企業債取扱諸費１，８６５万２，０００円ほか、次ページになりますが、第４目雑支出、貯蔵品建設改良費に係る控除対象外消費税７，５７２万３，０００円、第５目消費税及び地方消費税６１７万２，０００円が主なものでございます。

次に、資本金的収入及び支出の収入でございますが、第１款資本金的収入の予定額３

億 9,242 万 7,000 円の内訳は、第 1 項第 1 目企業債 7,730 万円の医療機器整備事業債と第 2 項負担金、第 1 目他会計負担金 3 億 1,512 万 5,000 円で、これは企業債元金償還金分負担金としての一般会計の繰入金でございます。

8 ページを御覧ください。

支出でございますが、第 1 款資本的支出 6 億 4,909 万 5,000 円の内訳は、第 1 項建設改良費が 8,433 万 7,000 円で、第 1 目資産購入費 7,735 万 1,000 円は感染対策用滅菌消毒器、透析用の低床ベッドほか器械備品購入費 7,493 万 6,000 円と、温冷配膳車購入費 241 万 5,000 円です。

第 2 目工事費 698 万 6,000 円は、エアコン等工事費と高架水槽改修設計業務委託料 198 万 6,000 円でございます。

第 2 項第 1 目企業債償還金は 5 億 5,695 万 8,000 円で、第 3 項第 1 目投資 780 万円は、看護師等の修学資金貸与金 660 万円と薬剤師奨学金返還支援助成貸付金 120 万円でございます。

9 ページを御覧ください。

令和 6 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは令和 6 年度 1 年間の現金の増減を表すものでございますが、1 業務活動によるキャッシュ・フローは合計で 1 億 5,943 万 9,000 円のマイナスで、2 投資活動によるキャッシュ・フローは合計 2 億 3,074 万 9,000 円のプラスでございます。

10 ページを御覧ください。

3 財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、合計でマイナス 4 億 7,965 万 8,000 円で、1 年間の資金増加額はマイナス 4 億 834 万 8,000 円となり、資金期首残高が 14 億 6,434 万 4,000 円であるため、資金期末残高は 10 億 5,599 万 6,000 円でございます。

11 ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

給与費等の合計は、前年度 24 億 4,708 万円に対し本年度 24 億 5,168 万 3,000 円で、前年度比較 460 万 3,000 円の増額でございます。15 ページまでがその詳細となっております。

16、17 ページへ飛びますが、御覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。看護衣賃借ほか 32 件の債務負担行為について記載してございます。

18ページを御覧ください。

令和6年度の尾鷲市病院事業会計の予定損益計算書でございます。

1の医業収益は36億147万9,000円、2の医業費用は42億9,101万6,000円、医業損失は6億8,953万7,000円でございます。

3の医業外収益は6億3,343万円、4の医業外費用は1億6,725万9,000円、経常損失は2億2,336万6,000円でございます。

次ページの5の特別利益は10万円、6の特別損失は50万円、よって、当年度純損失は2億2,376万6,000円でございます。

前年度繰越欠損金は11億3,135万6,000円であるため、当年度未処理欠損金は13億5,512万2,000円でございます。

少し飛びますが、20ページを御覧ください。

令和6年度の尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計が27億9,489万8,000円、2の流動資産合計は15億6,357万9,000円で、資産合計は43億5,847万7,000円でございます。

21ページを御覧ください。

負債の部につきましては、3の固定負債合計16億626万7,000円、うち企業債が8億1,671万4,000円、退職給付引当金が7億8,955万3,000円でございます。

4の流動負債の合計は8億6,976万2,000円、うち企業債が5億3,207万8,000円、引当金が1億4,092万3,000円でございます。

この繰延収益合計は1億7,435万1,000円で、負債合計は26億5,038万円でございます。

次ページの22ページを御覧ください。

資本の部につきましては、6の資本金2億85万6,000円、7の剰余金合計は15億724万1,000円で、うち資本剰余金が28億6,236万3,000円、欠損金が13億5,512万2,000円で、資本合計は17億809万7,000円となり、負債資本合計は43億5,847万7,000円でございます。

23、24ページには財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続の注記で、25ページから31ページにつきましては前年度の財務諸表等でございます。

飛びます。32ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

企業債明細書でございます。

令和6年度末の未償還残高合計は一番下の段になりますが、13億4,879万2,114円となり、前年度当初予算と比較して5億135万7,656円の減でございます。

予算書の説明は以上でございます。資料につきましては、各担当より説明をさせていただきます。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 それでは、行政常任委員会資料の資料2の説明をさせていただきます。

まず、医業収益の積算内訳について説明させていただきます。

まずは資料上段、入院収益の内科についてですが、令和5年度当初では1日平均患者数を96人と見込んでおりましたが、令和6年度当初では1日平均患者数が84.9人の見込みとなり、年間見込額は約7,200万円の減額となります。

次に、外科ですが、1日平均患者数は増加傾向にあるものの、手術等の減少による診療単価の減少により年間見込額は約1,200万円の減額となります。

次に、整形外科ですが、令和5年度当初は医師が1名の予定で1日平均5.4人の患者数を見込んでおりましたが、現在2名の医師であることから1日平均14.5人として、年間見込額は約1億9,500万円の増額となります。

次に、地域包括ケア病棟ですが、令和5年度当初では1日平均患者数35.6人の見込みから令和6年度当初では40人の見込みとし、年間見込額は約5,600万円の増額となります。

他の診療科については増減があまりなく、全診療科の合計といたしましては約1億6,000万円の増額となります。

次に、資料下段、外来収益の内訳ですが、内科、特に透析センターの利用者の減少により年間見込額が約7,200万円の減額であります。他の診療科については増減があまりなく、全診療科の年間見込額合計といたしましては約7,000万円の減額となります。

以上でございます。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 続きまして、私のほうから、資料3から資料6まで御説明させていただきます。

それでは、資料3を御覧ください。

修繕費内訳です。

医療機械器具修繕費につきましては、急な医療機器の修繕に対応するため、例年

と同様に1,000万円を計上しています。施設・設備関係修繕費のうち、新棟ボイラー軟水装置樹脂交換は、病院内の給湯や暖房のためにボイラーを設置していますが、ボイラーに直接水道水を給水するとカルシウム等の不純物がボイラー内に付着し、熱効率が低下するため、給水する前に樹脂によるカルシウム等の除去をしています。その樹脂を3年に1回交換する必要があるため122万3,000円を計上しています。また、その他の修繕分として、例年と同様に1,000万円を計上しています。

続きまして、資料4、賃借料内訳についてです。

まず、駐車場17か所の賃借料としまして1,599万5,000円を計上しています。

続いて、寝具、布団等の賃借料として2,424万8,000円、医師住宅賃借料17戸分として1,321万2,000円、医療機器賃借料として2,768万9,000円を計上しています。

そのうち、4段目に記載している在宅持続陽圧式呼吸療法装置（CPAP）は睡眠時無呼吸症候群の治療のために使用するもので、幸治病院長が就任したことにより治療する患者数が増えたため、賃借料が増となっています。その他賃借料として269万9,000円、賃借料合計で8,384万3,000円を計上しています。

続きまして、資料5、委託料内訳です。

受付等の医療事務委託料として9,914万5,000円、院内業務委託料として1億6,050万8,000円、そのうち1段目にある一般・産廃処理業務委託料は、院内で出る感染性廃棄物の処理量の増による680万3,000円の増、中段の給食業務委託は見込みより給食摂取者減による減、下段の一括調達業務委託料等は、物品の購入や院内での管理及び各病棟や診療科への配送業務を職員で対応していましたが、業者に委託するため583万円の増となっております。

続いて、医療機器保守委託は7,727万7,000円、そのうち1段目のMRI装置は、前年度は年度途中の導入であったため保守期間が5か月でしたが、今年度は1年通しての保守になったことにより577万5,000円の増となっております。

中段ほどにありますリニアック装置保守につきましては、当院に毎月来院し、診療している三重大学放射線科の教授から保守の内容についての要望があり、担当科と協議した上で327万7,000円を増するものであります。

次の6ページのCTに関する保守の増につきましては、前年度は導入年度であっ

たため費用が発生しませんでした。今年度は保守の費用が発生することから増となるものです。

続いて、建物設備保守委託として3,621万4,000円、これは建物及び設備に関する保守等となっています。

コンピューター保守委託は2,127万9,000円、その他委託は4,245万5,000円となっています。そのうちホームページ作成委託は、現在の当院のホームページは業者に管理を委託していましたが、即時性に乏しかったためホームページをリニューアルし、当院で管理運営し、即時対応できるようにするため、300万円を計上しております。

委託料合計は、前年度と比較して2,847万円増の4億3,687万8,000円を計上しています。

続きまして、資料6、建設改良費（資産購入費）内訳です。

1段目の感染対策用滅菌消毒器は、血液や汚物等が付着した医療用備品を洗浄し、滅菌消毒するための機械です。各病棟や救急外来等に設置するもので、6台の更新を予定しています。

透析用低床ベッドは、平成18年度に新設した透析病棟に配置した透析用のベッドが18年経過したため更新するものであります。現在透析用のベッドは49台設置しています。

超音波画像診断装置（放射線科）は、主に外科医が透視室で穿刺をするために使用しているもので、購入から13年経過し、修理対応が終了するため更新するものです。

そのほか含めて全部で25種類の資産を購入するもので、合計7,735万1,000円を計上しています。

資料の説明は以上です。

○竹平総合病院事務長　これで資料のほうを説明させていただきました。説明は以上になりますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございました。

議案第14号の病院予算の説明は以上です。

御質疑のある方。

○濱中委員　キャッシュ・フローの計算書を見たときに、数字上に表れるものというよりも現金の期首残高、期末残高を見たときにマイナス約4億円というのはちょっと気になる場所なんですね。財政課の説明のときに病床数を削減することで

の増収の辺りは説明をいただきましたので、ある程度理解はしたつもりなんですけれども、交付金に含まれる病院に与えられる金額が、数年後には削減分、激変緩和の期間はあるものの、なくなってしまうということもあるので、ある程度この現金が落ちることを防ぐためには患者数をできるだけ維持するということが必要なのかなと財政課の説明を聞きながら思ったんですけれども。

特色を持つ中で、例えば今まで病院が使い、安い病院を、ここの病院を選びたいと思わせてほしいという話の中で、今回予定の患者数を資料のほうでさっき見せていただいて、放射線科の患者数が最初に予定したものの大体10人、11人ぐらいは欲しいなというのが、平均患者数が半分程度で去年も今年も予定されているところがちょっと不安なんですよね。

それで、ここにリニアックがないときに、外の病院に行く人たちが一番言われたのが入院させてもらえない治療であるという辺りやったんですけれども、今、総合病院ではリニアックを使っていただくのに、例えば遠方からの人たちの通院、入院は、もちろんお医者さんの判断が必要な部分ではあると思うんですけれども、どういったような形で進められておりますか。

○竹平総合病院事務長 まず、リニアックにつきましては、基本的に放射線治療というのは手術、薬物療法と並ぶ3大治療の一つであると。そういった中で、放射線治療の時間は治療によって変わりますけれども、リニアックについては大体30分以内という形になります。

それを大体毎日行うということで、一般的ではございますが、ほとんどの患者さんが通院で治療を受けているという、それによって通常の日常生活を続けることができるというようなことでございます。このような治療が尾鷲総合病院で可能になるということは、がん患者にとっては大変負担が少なくなっているものというふうには考えております。

当然放射線治療について、これは決算のときにも説明をさせていただいたと思います。確かに半数ぐらいで推移しております。若干は増えておるんですが、その辺については、放射線治療については放射線科の医師と、本院の医師と連携していただくという形の中で、放射線治療の適用が可能な患者の把握を常にさせていただくということと、あとは紀南病院とかそういったところにも連携をお願いしに上がるというようなこともさせていただいた中で各病院との連携強化を図るということで、本病院での治療が可能な患者の増加につなげてまいりたいというふうには考えております。確かに不採算な部門であるということは今の事実としてございます。

○濱中委員　　今の説明を聞いて遠方からの患者さんも、特に南部のほうでしたら松阪まで行くよりは尾鷲でできたほうが、それでもやっぱり通うということにはかなりの負担がある中で、入院治療を望まれる患者さんがおったときにそれは許容されるものなのか。もうそこはお医者さんにお任せするところなのか。その辺をお医者さんをお願いすることができるのかという辺り、どんな方針でいかれるのか。

○高濱総合病院総務課長　　リニアックに関しては、今年度実績においても入院治療の患者がございますので、希望というよりはドクター判断になるかと思います。

○濱中委員　　患者さんの負担を減らすという部分でということやと思うので、総合病院に来てよかったと言われるようなそういった対応をお願いできればなと思っ
ての発言でしたので、よろしく願いしたいと思います。

それと、予算のどこに表れるかちょっとあれなんですけれども、今、院内は個別にポケットW i - F i とか、入院患者さんたちにその辺りは許可されておりますか。

○高濱総合病院総務課長　　個別には、理由の申請によって許可はしております。

○濱中委員　　院内W i - F i はまだ設置されていないですね。

○高濱総合病院総務課長　　院内に関しましては、セキュリティー上もありますので、まだ院内ではつくっておりません。

○濱中委員　　ちょっとこれは要望のような形になるのかなとは思うんですけれども、やはり患者さんの利便性という辺りで、今は病院の中で時間を過ごすのにネット活用をしたいというような意見も聞きます。

ただ、先ほど説明されたように、セキュリティーのことであるとか、医療機器への影響という辺りで結構制限もあるのかなとは思うんですけれども、でも病院で一切W i - F i が入れられていないかという、患者さんが使えるものはそれでも3割近くはつけられている病院も全国的にはあると聞きますので、その辺り患者さん要望であるとか、院内のセキュリティーが確認できるかなんかのいろんなせめぎ合いはある中でも、できるだけ病院が使いやすいものになればなと思って、その辺は考えていただきたいなと思います。

○高濱総合病院総務課長　　W i - F i というか、インターネット接続の希望は患者の声からも、しょっちゅうではないですけど、たまに上がってくるんですが、そちらがメインになっていきますとテレビカードの売上げに関わってきます。ですので、それに影響がありますと、床頭台、冷蔵庫とかテレビの業者の撤退も考えられますので、その辺はバランスを考えながら、テレビカード業者でそういうW i - F i ができるのか。そういった形で尾鷲総合病院の全体的なサービスの低下をしない

ような考え方でやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 私の知識不足なところでちょっと質問したいんですけども、患者さんには患者さんの診療費とか薬代とか消費税は、7ページなんですけど、消費税が617万2,000円になっているんですけど、診療とかでは消費税はかかりませんよね。薬代とか。それを払うときは材料費には払うという、何でこれだけ600万もつくのかなというのはあるんですけど、これは診断書とか、あと自由診療とかは10%つくんですよ。これだけで600万、これはどういうことなんかなと思います。

○竹平総合病院事務長 617万2,000円の内訳になりますと、室料差額とか、診療のところではなくてそういったことになります。控除対象外消費税として、病院としては最終消費者になりますので、その辺で7,000万とかそういったものの支払いと、消費税のトータルでいくと年間1億4,000万ぐらいになるのかな、そのうち7,000万程度、ここでも予算化しておりますけれども、詳しくは担当のほうの説明いたします。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 病院に関しましては、基本的な診療費、入院外来収益等は、委員おっしゃるとおり非課税ということになっておりまして、収益のうち必要差額等のごく一部のみに消費税が課税されているということになっておりますので、病院としては支払う消費税が過大にあると。一方、収入としての消費税は少ないということになっております。

先ほど事務長もお話ししたように、そういった場合だと通常の業態の会社経営とは違いまして、消費税の収入がかなり少ない場合は最終消費者の立場として見られますので、控除できる消費税というのがごく一部になりまして、それ以外の部分に関しましては病院側が消費税を負担しないということになっております。そういうことで、最終的な確定申告等を行ったときに国税として消費税を納税しないといけないということでこのような数字になっております。

以上です。

○小川委員 最終的には病院が負担するということで、病院も、制度が変わりますが、インボイスの対象にはなっているんですか。

○高濱総合病院総務課長 なっています。登録しています。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

○仲委員 資料の5ページ、委託料の内訳で、今回医療事務費が若干上がってお

ると。約 1 6 3 万。これは債務負担を取ったのかどうか分からんけど、何年契約で、今回上がった理由というのは。

○高濱総合病院総務課長 債務負担行為に関しましては単年度になっています。

ですので、6 年度だけの契約の金額です。差額におきましては人件費の高騰で、業務内容は前年度と同様になっております。

○仲委員 もう一点、資料 2 で 2 ページなんですけど、単純な疑問ですので、答えられる範囲で答えていただきたいんですけど、入院収益の増減額が入院のほうで右端の一番下に 1 億 6,168 万 9,000 円増となっていますね。それで、下段の外来収益で 7,004 万 1,000 円、これは減。僕は考えるのは、単純的に、入院収益が増えるということであれば患者数も増えて、外来の収益も増えた上で入院が増えるのではないかというような気もするんですけど、これを分かりやすく説明していただきたいんですけど。

○高濱総合病院総務課長 前年度と同条件であれば、今、仲委員さんおっしゃる傾向は出るかと思います。ただ、入院収益に関しましては、先ほど松井主幹のほうから説明いたしましたように、整形外科が令和 5 年度は 1 名で組んでいて、今年度 2 名で、その増額分がほぼ入院収益の増となっております。約 1 億 9,500 万が整形で。入院収益全体として約 1 億 6,100 万ということで、外来は人口減を加味してこのような減少傾向を加味しますが、入院収益におきましては整形の増員が前年度の収益を押し上げるという形で予算は組んでおります。

○仲委員 確かにこれを見ると、整形が外来も入院も増えたということで、ここが大きく増えた入院の要因やと分かるんですけど、例えば、外科の外来が 1 日平均 15.2 人と。入院の収益のほうでは、外科は 1 日平均入院数が 13.5 人と。例えば数字だけの話なんですけど、15 人が平均で外来を受けて、入院が 13.5 人というのはほぼ 80%以上が外来のほうから入院したという話になるんですけど、こういう現象もあるとは思うんですけど、入院が必要でない外来患者が減っているという理解でよろしいですか。

○竹平総合病院事務長 外科につきましてはほぼ実績どおりでございますが、ちょっと前年比較のところ、外科については前年も大体同等程度であるということでございますので、その辺についてはまたこちらのほうもどうということなのかは調べたいというふうに思います。

○高濱総合病院総務課長 12 月補正を上げたときの資料も実績に伴っているんですけど、ほぼ今年度の実績のとおり 6 年度予算を構築しますので、今年度上半

期ですけど、ほぼ、今、仲委員さんがおっしゃった外来入院が近いような数で推移しております。

○仲委員　質問する私もちょっとよく分からんのですが、令和5年度の当初予算の損益計算書を見ると、当年度純損失が5年度で3億5,721万7,000円なんですわ。今回この補正で上がってきたのが、当年度純損失が4億3,125万9,000円ということで、2億ぐらい今年度と違うんですけど、当初と比べると5年度は5,000万増えておるのかな。6年度で入院収益を見ると、特に1億6,000万ぐらい増えておるという中で当年度純損失が、今回の純損失よりも抑えられておるという傾向しか見られないんですけど、これは整形の入院が押し上げておるという要点一つのみですね。言い切れんやろうけど、どうですか。

○竹平総合病院事務長　当然のことながら入院収益が一番影響を大きく受けておりますので、その辺は大変大きいというふうには考えております。

○小川委員　先ほどのインボイスのところですけども、課税対象の部分だけインボイスということなのか。病院経営全体が対象になるんですか。

○高濱総合病院総務課長　インボイス対象は事業所としてですので、ただ個々の取引に関しましては、インボイス事業所ではないところとの取引もありますので、その辺は消費税の計算上除外されるのではないかと考えております。

○小川委員　インボイスの適格業者になるのは当然やと思うんですけど、税負担が増えるということはないんでしょうか。

○高濱総合病院総務課長　先ほど申しましたように、個々の取引でインボイス適格請求書をいただけない、登録していない事業所さんとの取引に関しましては、消費税の計算上、計算できない場合がありますので、今、小川委員がおっしゃったことは可能性があります。

○濱中委員　この入院収益の資料なんですけれども、入院の中に眼科がないんですけれども、今、眼科の入院、手術なんかはやっていないんですか。

○高濱総合病院総務課長　眼科は以前補正予算の中でも御説明いたしましたように地域包括ケア病棟に移行しましたので、地域包括ケア病棟の中で眼科の入院収益はもう全部ここに吸収されています。資料2ページの上段の入院収益の下から2行目、この中に眼科も含まれております。

○南委員長　どれぐらい見ておるの。人数的には。

○高濱総合病院総務課長　1日平均3人ですので、その日数という形になっていきます。

- 中村委員 同じところの外来で、放射線科の１日平均患者数が令和５年で５．４人から令和６年度４．４人に、１日平均１人下がってしまうであろうと見込んだ理由は何ですか。
- 高濱総合病院総務課長 途中でも説明いたしましたように、外来も入院も実績に伴って計算をしております。放射線科イコールリニアックではなくて、各診療科、泌尿器、外科のほうでもリニアックの利用はありますので、放射線科の４．４人がリニアック対象患者ではないということで御理解いただきたいと思います。
- 中村委員 でないにしても、この中の放射線科が全てリニアックでないとしたら、実際のリニアック患者はもっと少ないという理解でいいんですか。
- 高濱総合病院総務課長 実際のリニアック患者におきましては、現在の数字でさせてもらいますと、１月までですけど、令和５年度の平均で５．４人、ただ１１月ですと７．２、１２月ですと８．６、１月ですと７．４と上昇傾向にはあるんですが、令和５年度全体で平均すると５．４人という結果になっております。
- 中村委員 それやったら、実績でリニアックだけでも５．４あるんやったら、どうして放射線科全体では来年度の見込みの数値が下がっていくんですか。ちょっとそのからくりが分からないですが。
- 竹平総合病院事務長 昨年度については、確かに放射線科についてはリニアックの部分もございましたが、昨年度、リニアックの稼働ということもあって見込みも多少入っております。それを伴っても令和５年度であればそこは下がっておりますので、その辺については見込みよりは下がったということも影響としてはあると思います。
- 中村委員 それでは、令和５年度の放射線科全体が５．４人で、それでリニアックも５．４人という、それはどういうことですか、これの数字で見る限り放射線科が１日当たり５．４人でリニアックも平均５．４人やったら、リニアック以外の放射線科は全く動いていなかったというのが令和５年度ですか。
- 高濱総合病院総務課長 申し訳ございません。リニアックの５．４人は入院を含めてです。
- 南委員長 中村委員、よろしいですか。
- 中村委員 それでは、この入院の放射線科０．９人とリニアックに関しては外来の中に入っているのが入院とかぶっていると。数的にそれを分けておられないということですか。
- 高濱総合病院総務課長 リニアックに関しては入院は入院、外来は外来、入院

においても診療科別で、外科のまま放射線、リニアックの照射、泌尿器のまま放射線を照射ということで、入院患者の外科、泌尿器の中でもリニアック照射の対象者は存在しております。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 すみません。素人で申し訳ないんですけども、その内訳、何でこういうことを聞くかといったら、当初リニアックはすごく高いものですので、採算性が合うのかどうかというときに営業努力として1日10人を連れてくるということをして市長がおっしゃったと思うんですけども、それがリニアックだけの単価として、もし、これが出るものなら両方で5.4人で、今年に入ったらそれが限りなく10人に近づいていくのかという見込みはどう見込まれていますか。

○竹平総合病院事務長 当初導入するときに見込みとして5,000万円以上の収益見込みをしておったんですが、確かに令和4年度としても実績は大幅に大きく下回っておって、令和5年度においても若干患者数は増加しておりますけれども、収益としては二千五、六百万程度が減収になるのかなというふうなことで一応考えております。

ただ、そうは言っても、患者数は多少なりとも増えてはきておりますけれども、放射線科の医師と本病院の医師が連携をすることによって適用可能な患者数の把握でどんどん治療が行えるような形を取りたいと。それと、いわゆる病院の治療連携という形でほかの病院との協力依頼などもしておりますし、そういったことで患者の増にはつなげたいというふうには考えております。

○中村委員 その努力が放射線科全体の1日平均を4.4人で見込むというのとあまりにも整合性が取れない気がするんですよ。地域で連携を取ってこれを上げていくんやったら、数字として放射線科の中にリニアックが含まれていて、それで地域としてそれを上げていくというんやったら、この数字が5.4人からせめて6.2人とか何かになっていくのが普通と違うのかなと思うんやけど、ここで4.4人と減って、おまけにこの中にリニアックも含まれますって言われたら、もっと少ない数になるのかなと思ってしまう数字なんですけれども。ですから、そこの部分の整合性はどうなんですかってお伺いしているんですけども。

○高濱総合病院総務課長 もう一度、ちょっと私の説明が下手だったと思いますが、リニアックの10.8件に関しましては、入院で外科、泌尿器も照射の件数に入っておりますので、この4.4人でリニアックの予算の来年度の目標数値イコールではないと御理解いただきたいと思います。

○仲委員　　ちょっと確認なんですけど、資料２の診療単価、６年度、５年度があるんですけど、自分は今まで錯覚しておったかなと思うんですけど、この診療単価というのは診療報酬から引っ張ってきたんじゃないに逆に計算しておる数値なんですか。というのは、５年度と６年度で比較するとかなり高いのがあったり低いのがあったりするんですけど、そこらをちょっと確認のために。

○高濱総合病院総務課長　　確かに予算を積算するときに、平均のＤＰＣにおける患者の入院収益の売上げに延べ患者数を割って患者単価を求めるんですが、ＤＰＣですので、そのときの施術によってももちろん変わります。ですので、そのときの平均単価を基に、今度は逆にその単価を使っていけるであろう入院数に掛けて年間の予算を掛けておるといことでこの積算をしております。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、議案第１４号の令和６年の病院の当初予算の審査を終了いたします。

それで、引き続いて報告事項を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の前に資料の配付だけお願いいたします。

病院経営強化プランは前回の委員会で説明を受けたわけなんですけれども、今回収支計画の説明を改めて求めたいと思います。

○高濱総合病院総務課長　　それでは、尾鷲総合病院経営強化プランの最終案について説明させていただきます。

それでは、プランを御覧ください。

表紙には前回と前々回と区別できるように、（案３）と表記しております。経営強化プラン全体を通しまして、今後尾鷲総合病院の機能や分担、役割はこの行政常任委員会とか尾鷲総合病院運営懇話会、また東紀州地域医療構想、あと三重県などから大きく変更を求められることがありませんでしたので、内容に関しましては２月１４日の行政常任委員会とほぼ同様となっております。

ただし変更点に関しまして今回御説明させていただきます。

飛んで申し訳ないですが、プランそのものの１７ページを御覧ください。

前回この設備更新計画のところは空白でございましたが、当初予算編成時において各部署からのヒアリング等によって今後の設備投資に対して計画いたしました。医療機器に関しましては、６年度には超音波画像診断装置、いわゆるエコー、超音

波エコー装置を購入することによって放射線関係は一通り更新することができました。今後は、生化学・免疫分析装置や全自動輸血検査システム、自動採血管準備装置など、臨床検査の関係の器械がメインの投資計画となっております。

さらに設備投資の施設部門のほうは、令和6年度では外来棟の高架水槽、こちらは新棟になりますが、7年度ではガスタービンエンジン、8年度には新棟がタイル工法になっておりますので、その外壁補修工事、9年度に、こちらでも新棟なんですが、全部の空調を管理する空調監視システムを予定しております。器械と設備投資を合わせて1億円をめどに設備投資をやっていききたいというのがプランでございます。

それでは、お配りさせてもらいました21ページを御覧ください。

2月14日からの変更点といたしましては、令和5年度の部分で2号補正から3号補正に修正しております。さらに6年度は、計画ではなく当初予算を計上しております。

前回御質問を受けて説明いたしました、プランの内容で令和6年度以降は医業収益に対して給与費が65%、材料費が20%、経費を20%で計画していきたいと説明いたしました、当初予算を編成するに当たりまして精査しましたところ、なかなか厳しいのではないかとということで、給与費におきましては令和7年度に68%、令和8年度に67%、令和9年度に66%、令和10年度に65%と1%ずつ下げていくことによって令和10年度に目標の65%を達成するように設定しております。

材料費に関しましては、当初の目標どおり20%を維持していくことになっております。経費におきましても途中で説明いたしました、保守の関係等でなかなか削減が厳しく、21.5%を目標に維持していくことで計画を立てております。この計画におきまして表にはございませんが、令和11年度に黒字化を目指すプランとなっております。

それでは、22ページをお願いします。

こちらは資金の動きとなります。3段目の表になりますが、キャッシュ・フローの表です。こちらは前回と同様に、10年度末にキャッシュ・フローベースで黒字化を目指す計画となっております。そのことに伴いまして、一番最後の4段目の表の上の行、年度末現金なんですが、令和10年度には約4億の保有現金となりまして、前回2月14日のプランよりは7,400万ほど下方修正したことになりますが、これ以降キャッシュ・フローが黒字化できるのではないかとというプランになっ

ております。

経営強化プランの変更点におきましては以上の説明となります。

○南委員長 強化プランの説明は以上でございます。

このプランについて御質疑、御質問のある方、御発言を。

○濱中委員 今年の修繕費を見たときに2,000万台でかなり抑えておるなというふうな気はしたんですけれども、10年ほど前に年間七、八千万、1億というような修繕を使って、いろんな施設設備に対してお金を入れてからもう十数年、この枠内で入ってくると思うんですけれども、それがまたさらに更新というような時期はまだこの先と考えればよろしいですか。

○竹平総合病院事務長 施設においては経年劣化等もありますし、基本的には電気工事はもう済ませました。それで、今度は先ほど計画でも言いましたように、高架水槽であったりとか、あとは外壁等、それと空調の監視システムであったりとか、そういったものは当然していかななくてはならないので、それは随時出てくるかと思っています。

ただ、修繕につきましては、5年度においてもほぼ同額でやっていきたいと考えておきまして、ここにおける修繕については機器の修繕も大きいですので、施設に関しては1,000万程度で抑えていますが、大きなものは工事として処理をさせていただきたいというふうに考えております。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 もうえらい早く審査が終了したので、皆さんの御協力に感謝をいたしたいと思います。

依然として病院経営は診療人口の減少等でこれからもますます経営的には厳しくなると感じております。しかし、いかんせんコロナ補助金のおかげで当面は一時借入金なしに経営ができていくというのは一つの大きな救いなんですけれども、そういったことじゃなしに、医業収益でできるだけ医業費用を賄えるような経営体制を取っていただきたいと強く思います。

以上で総合病院の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、10分間休憩します。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時19分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

最後に、水道部の審査に入りたいと思います。

それでは、早速ですが、議案第20号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算の水道部の審査に入る前に、初めに水道部長より。

○神保水道部長 まず初めに、令和6年度補正予算書（第1号）の予算説明書に誤植がありましたので、おわびいたします。4ページの予定損益計算書の「経常損失」を「経常利益」に、「当年度純損失」を「当年度純利益」に訂正をお願いいたします。なお、委員会終了後、タブレットのデータを更新いたしますので、よろしくをお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○南委員長 皆さん、訂正をよろしくお願いいたします。タブレットのほうはまた後で直していただくということで、それでは議案第20号の説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第20号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和5年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益、既決予定額4億8,341万5,000円に対し、補正予定額は13万9,000円の減額で、予定額を4億8,327万6,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項営業収益を18万4,000円減額補正し、予定額を4億4,959万8,000円に、第2項営業外収益を4万5,000円増額補正し、予定額を3,367万4,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額5億2,143万円に対し、補正予定額は73万円の増額で、予定額を5億2,216万円とするものでございます。

内訳は、第1項営業費用を266万2,000円減額補正し、予定額を4億7,063万7,000円に、第2項営業外費用を339万2,000円増額補正し、予定額を5,102万円とするものでございます。

続きまして、第3条、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入、既決予定額8,144万7,000円に対し、補正予定額は3,176万5,000円の減額で、予定額を4,968万2,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第2項負担金を16万5,000円減額補正し、予定額を380万3,000円に、第3項企業債を3,160万円減額補正し、予定額を4,490万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、既決予定額3億3,936万3,000円に対し、補正予定額は3,400万円の減額で、予定額を3億536万3,000円といたします。

内訳としましては、第1項建設改良費を3,400万円減額補正し、予定額を5,977万1,000円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,568万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額534万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,183万6,000円、減債積立金1億850万円で補填するものとするに改めるものです。

続きまして、2ページを御覧ください。

次に、第4条、予算第5条企業債を次のように補正いたします。

上水道配水管布設替事業の限度額2,070万円を1,070万減額の1,000万円とし、上水道施設設備取替事業を追加し、限度額を420万円とし、簡易水道配水管布設替事業の限度額3,780万円を2,230万円減額し、1,550万円とし、簡易水道施設設備取替事業の限度額1,800万円を280万円減額し、1,520万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に、第5条、予算第9条、簡易水道事業に係る企業債償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。既決予定額1,537万7,000円を2万7,000円増額補正し、予定額を1,540万4,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの補正予算（第2号）説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1項営業収益において13万9,000円減額補正するものですが、これは第3目他会計負担金を墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の減額により18万4,000円減額補正するものでございます。

第2項営業外収益は4万5,000円の増額補正とするものですが、これは第3

目他会計補助金の2万7,000円の増額で、簡易水道企業債償還利子補助金の増額及び第5目雑収益の1万8,000円の増額は、貸倒見込額の減少に伴う貸倒引当金戻入益でございます。

次に、支出ですが、第1項営業費用において266万2,000円を減額補正するものですが、これは第1目原水及び浄水費、第4目業務費、第5目総係費において実績に応じて減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用では339万2,000円の増額補正となるものですが、これは第1目支払利息及び企業債取扱諸費において企業債利息を7万4,000円増額補正、第3目消費税及び地方消費税を331万8,000円増額補正するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金11万5,000円の減額は、消火栓設置費用分の一般会計負担金の減額及び県負担金95万円の増額は、三重県橋梁工事に伴う配水管架設工事負担金の増額によるものでございます。

第3項企業債3,160万円の減額ですが、これは上水道企業債及び簡易水道企業債の減額によるものでございます。

続いて、支出であります。第1項建設改良費において3,400万円を減額するもので、これは第1目固定資産購入費の入札の差額及び須賀利地内における三重県橋梁工事に伴う配水管布設替工事の進捗により、令和5年度に施工不能となったことによる減額などによるものです。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益がマイナス4,468万2,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる資金増加額はマイナス1億481万2,000円となり、資金期首残高6億143万9,000円から差し引いた資金期末残高は4億9,662万7,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いします。

営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純損失は補正前の4,690万2,000円の純損失から222万改善の4,468万2,000円となります。

次に、7ページからは予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では資産合計は５０億４，３６０万４，０００円となります。

８ページの負債の部では、負債合計は２４億２，９７８万４，０００円となります。

９ページの資本の部では、資本金といたしまして２１億６，１８７万４，０００円、これに剰余金として資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計４億５，１９９万６，０００円を加えた資本合計２６億１，３８７万円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は５０億４，３６５万４，０００円となり、資産合計と同額となっております。

最後に１０ページと１１ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長　議案第２０号の説明は以上でございます。

御質問のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、議案第２０号の令和５年度の補正２号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第１５号、令和６年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○神保水道部長　それでは、議案第１５号、令和６年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について御説明いたします。

予算書の１ページを御覧ください。

第１条、令和６年度尾鷲市水道事業会計予算は次の定めるところによります。

第２条、業務の予定量は次のとおりであります。（１）給水戸数は８，７８３戸……。

○南委員長　水道部長、もう少しペースを落としてくれますか。

○神保水道部長　（２）年間総給水量３１３万７，００２立米、（３）１日平均給水量８，５９５立米であります。

続いて、第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めております。

収入の部であります。第１款水道事業収益を５億９，０８４万３，０００円と定め、第１項営業収益５億４，５８４万２，０００円、第２項営業外収益４，４９９万７，０００円、第３項特別利益４，０００円と定めるものでございます。

次に、支出の部ですが、第１款水道事業費用を５億１，９４８万円と定め、第１

項営業費用 4 億 7,014 万 7,000 円、第 2 項営業外費用 4,883 万円、第 3 項特別損失 50 万 3,000 円と定めるものとございます。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず、収入の部であります。第 1 款資本的収入を 1 億 2,463 万 6,000 円と定め、第 1 項給水加入金 64 万 9,000 円、第 2 項負担金 5,358 万 7,000 円、第 3 項企業債 7,040 万円と定めるものとございます。

次に、支出の部ですが、第 1 款資本的支出を 3 億 8,626 万 4,000 円と定め、第 1 項建設改良費 1 億 3,487 万 9,000 円、第 2 項企業債償還金 2 億 5,138 万 5,000 円とそれぞれ定めるものであります。

第 4 条の括弧書きにあります。この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 6,162 万 8,000 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,220 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 7,903 万 1,000 円、減債積立金 7,039 万 7,000 円で補填するものとございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

上水道配水管布設替事業につきましては限度額を 1,980 万円とし、上水道施設設備取替事業につきましては限度額を 1,810 万円、簡易水道配水管布設替事業につきましては限度額を 3,250 万円とし、それぞれ起債の方法は証書借入で利率は 3.0% 以内とし、償還の方法は措置期間を含め 30 年以内の半年賦元利均等償還とします。ただし、財政等の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができ、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入れることができるものです。

次に、第 6 条、一時借入金の限度額は 5,000 万円と定めます。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、管内各項の全額を流用できるものとしております。

次に、第 8 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 8,034 万円、交際費 1 万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

続いて、第9条、簡易水道事業に係る企業債償還金のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,993万7,000円でございます。

第10条のたな卸資産の購入限度額は500万円と定めます。

続きまして、3ページを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により予算の明細について説明させていただきます。

まず、収入の部であります、第1款水道事業収益は5億9,084万3,000円で、前年度当初予算と比較しまして1億711万1,000円の増額でございます。

第1項営業収益は5億4,584万2,000円ですが、内訳といたしましては、第1目の給水収益が5億4,377万2,000円で、9,714万9,000円増額となっております。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円とその他受託工事収益1,000円を計上したものでございます。

第3目他会計負担金145万は、公園、墓地、消火栓用水等に係る無収有効水量の一般会計からの負担金収入でございます。

第4目その他営業収益61万8,000円は、手数料8万1,000円、材料売却収益53万4,000円、雑収益3,000円でございます。

続きまして、第2項営業外収益4,499万7,000円でございますが、内訳としまして、第1目他会計補助金として356万5,000円、これは総務省の繰出基準による簡易水道企業債償還利息補助金及び児童手当に要する経費で、一般会計からの補助金でございます。

次に、第2目長期前受金戻入1,889万4,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合い分の収益化額等でございます。

第3目資本費繰入収益1,725万1,000円は、先ほどと同様に総務省の繰出基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金でございます。

第4目雑収益528万7,000円のうち、主なものとして三重県警察本部に貸与しております樋ノ口用地と矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の貸付料でございます。

次に、4ページを御覧ください。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益4,000円を計上しております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億1,948万円で、前年度と比較しまして12万7,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用4億7,014万7,000円のうち、第1目原水及び浄水費は1億592万円、前年度と比較しまして150万6,000円の増額で、主なものとしては定期昇給に伴う人件費の増額であります。

次に、第2目配水及び給水費は6,456万7,000円ですが、前年度予算と比較しまして85万5,000円の減額で、主なものとしては公用車に対する車検費用の減などによる修繕費の減によるものでございます。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は5,776万4,000円で、前年度と比較いたしまして280万6,000円の増額であり、主なものとしては、NTTのISDN変更に伴い、銀行等の取引データの送受信をLGWAN回線を利用したアンサーデータポートに令和5年中に変更したこと及び今年度10月郵便料金が増額改定となることによる通信運搬費の増と、今年度から銀行取引による公金取引手数料、納付書による水道料金の窓口収納手数料が発生することによる手数料の増によるものでございます。

第5目総係費4,345万4,000円は、前年度と比較しまして19万1,000円の減額となっております。主なものとしては、職員構成による水道部の勤務年数に伴う退職給付費の減額になります。

第6目減価償却費は1億9,284万2,000円で、前年度当初予算と比較して728万6,000円の減額であります。

第7目資産減耗費は508万3,000円で、前年度当初予算と比較して269万1,000円の増額でございます。

第8目その他営業費用は51万5,000円で、材料売却原価51万2,000円、雑支出3,000円を計上しております。

続きまして、8 ページを御覧ください。

第2項営業外費用4,883万円ですが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債利息、一時借入金利息を合わせて2,888万6,000円で、前年度と比較しまして365万2,000円の減額となっております。

第2目雑支出は3,000円、第3目消費税及び地方消費税は消費税納付額1,9

９４万１，０００円を計上しております。

次に、第３項特別損失は、第１目過年度損益修正損として５０万３，０００円を計上しております。

次に、９ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

第１款資本的収入の予定額は１億２，４６３万６，０００円ありますが、前年度当初予算より４，３１８万９，０００円の増額であります。

内訳としまして、第１項給水加入金、第１目上水道加入金として１３ミリ９件、２０ミリ１件分で５９万４，０００円、第２目簡易水道給水加入金として１３ミリ１件分の５万５，０００円を計上いたしました。

次に、第２項負担金は５，３５８万７，０００円で、前年度比４，９６１万９，０００円の増額でございます。

内訳としましては、第１目他会計負担金第１節一般会計負担金として布設替工事に伴う消火栓設置負担金５０８万７，０００円、第２節県負担金として三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事負担金４５０万円、第３節国庫負担金として、国道４２号線電線共同溝設置に伴う水道管更新計画作成負担金４，４００万円を計上いたしました。

第３項企業債７，０４０万円は前年度比６１０万円の減額でございます。

次に、１０ページをお願いします。

第１款資本的支出は３億８，６２６万４，０００円で、前年度より４，６９０万１，０００円の増額であります。

第１項建設改良費は１億３，４８７万９，０００円で、内訳といたしましては、第１目固定資産購入費は機械装置費として量水器購入費６３７万９，０００円でございます。

第２目上水道施設整備費は、工事請負費で配水管布設替工事他と委託料で、国道４２号線電線共同溝設置に伴う水道管更新計画作成業務委託などで８，８００万円を計上しております。

第３目簡易水道施設整備費には、工事請負費として配水管布設替工事４，０５０万円を計上しております。

次に、第２項企業債償還金、第１目建設改良企業債償還金は２億５，１３８万５，０００円で、上水道企業債償還元金２億２，０４４万８，０００円ですが、償還元金として財務省財政融資資金１５件、地方公共団体金融機構１８件、市中銀行２件の

内訳となっております。

簡易水道企業債償還元金 3,093 万 7,000 円でございますが、償還元金として財務省財政融資資金 13 件、地方公共団体金融機構 23 件の内訳となっております。

続きまして、11 ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

まず、一番上の当年度純利益は 5,871 万 1,000 円となり、1 年間での現金の増額は下から 3 行目の資金増加額 482 万 8,000 円となり、一番下の資金期末残高は 5 億 145 万 5,000 円となります。

続きまして、12 ページを御覧ください。

給与費明細書について説明します。

まず、(1) の総括であります。職員数については前年度と変更はなく 10 名であります。昇給に伴う増加などにより合計 127 万 9,000 円の増額となっております。

(2) は給料及び職員手当等の増減額の明細について表したものであり、詳細は御覧のとおりでございます。

(3) は、令和 6 年 1 月 1 日現在の給料及び職員手当等の状況について表したものであり、職員の給与体系は 6 級 1 名、5 級 1 名、4 級 5 名、3 級 1 名、2 級 2 名であり、詳細は 13 ページから 15 ページに記載しております。

16 ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

次に、17 ページを御覧ください。

予定損益計算書について説明させていただきます。

先ほど説明いたしました予算実施計画を税抜き経理した結果、それぞれ御覧の金額となり、最終的には下から 4 行目、当年度純利益は 5,871 万 1,000 円となり、さらにこれに前年度繰越利益剰余金 2 億 2,949 万 8,000 円と減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額 7,039 万 7,000 円を加えると、当年度未処分利益剰余金は 3 億 5,860 万 6,000 円となります。

次に、18 ページを御覧ください。

予定貸借対照表について説明させていただきます。

まず、資産の部では、資産合計は 49 億 7,730 万 3,000 円となっております。また、固定資産(1)有形固定資産の一番下に(ト)建設仮勘定 74 万 9,0

00円を計上しました。これは令和4年度から4か年事業の三木浦第2浄水場設備取替工事に係る設計業務委託のうち、令和7年度以降の工事に関する費用分であります。

19ページの負債の部ですが、負債合計は23億472万3,000円となります。

20ページの資本の部では、資本金といたしまして21億6,187万4,000円、剰余金として資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計5億1,070万6,000円を加えた資本合計は26億7,258万円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は49億7,730万3,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

23ページから28ページには決算見込みとして、令和5年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収益的収支について、令和5年度決算見込、令和6年度当初予算を反映させたものでございます。

表の中ほどの当年度純利益の欄を御覧ください。

令和5年度は当初計画では令和4年度に料金改定をするものと想定していたため、見込より1億1,897万8,000円減額のマイナス4,468万2,000円、令和6年度は料金改定を実施したことによりプラスには転換したものの、当初計画より1,654万円減額の5,871万1,000円となっております。

2ページを御覧ください。

同じく網かけの部分が変わったところで、資本的収支については令和5年度決算見込と令和6年度当初予算を反映したものでございます。令和6年度以降につきましては、資金収支見込みを精査した結果、上水道分企業債の借入れを継続に変更しております。

3ページを御覧ください。

補填財源残高の当初計画との比較ですが、下から3行目の補填財源不足額が令和5年度はマイナスの3億6,119万8,000円、令和6年度はマイナスの3億4,

9 5 1 万 1, 0 0 0 円となっております。令和 6 年度末の補填財源残高は当初計画より 2, 7 5 7 万 4, 0 0 0 円増加しております。

計画最終年度の令和 1 0 年度の補填財源不足額はマイナス 4 億 4, 6 2 6 万 6, 0 0 0 円となり、補填財源残高は当初見込により 2, 3 0 8 万 1, 0 0 0 円増額となる見込みでございます。

また、4 ページ以降には、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

水道事業会計予算に関する説明書で、3 ページの一番下から 2 番目と最後の数字が「4、5」となっておりますが、「3、4」の誤りでございます。度々申し訳ございません。

○南委員長 分かりました、今の。

(「よく分からん」と呼ぶ者あり)

○南委員長 令和 6 年度の尾鷲市水道事業会計の……。

(「3 ページ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 3 ページ。当初予算のほうの 3 ページの番号の打ち間違いで、「4、5」が「3、4」ね。

○神保水道部長 「1、2、4、5」となっていますが……。

○南委員長 「1、2、3、4」な。

○神保水道部長 申し訳ございません。

○南委員長 これで終わりですか。

○神保水道部長 次にまだ、当初の分が。

○南委員長 当初の予算の資料説明も、一応終わったということで、ここで昼食のために休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

(再開 午後 1 時 1 2 分)

○南委員長 少し早いようではすけれども、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、午前中に説明をいただいた議案第 1 5 号、令和 6 年度水道事業会計予算の審査に入ります。御質疑のある方。

○西川委員 能登の震災を踏まえての質問なんですけど、今、H I の配水管から P E に変えていますよね。その現在の進行率というのはどの程度なんですか。

○戸澤水道部係長　　今おっしゃられたとおり、現在塩ビ管から耐震適合性のあるポリエチレン管への布設替えを行っておりまして、今、管路の総延長が１３万９，５９１メートルに對しまして耐震適合性のある管路延長は７，４１６メートルです。令和６年３月現在で５．３％でございます。今後も計画的に布設替えを行ってまいります。

　　以上です。

○西川委員　　あとそれと、この前も一般質問で言ったんですけど、桂ヶ丘の配水地、あれは発災時に水が急に止まるようなシステムになっておるんですか。

○座禮水道部係長　　緊急時に緊急遮断弁という弁がついておりまして、それで配水を止めるようになっております。

○西川委員　　ということは、能登ほど無体なことにはならんということですね。多少の時間は稼げるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○中村委員　　緊急弁が作動するということは、消防の水も出ないようになるということですか。

○北村水道部次長兼係長　　旧町内ですけれども、尾鷲には配水が２系統ありまして、国道４２号から上のほうの桂ヶ丘の配水地にたまる部分と、下の矢浜街道であるとか、ああいうところを走る配水管がございます。ですから、それがループしておりますので、下の管路が壊れない限りは、消火栓の水は出るような形になっております。

　　以上です。

○中村委員　　予算の６ページと１０ページの量水器の修繕費に８１５万７，０００円、それと量水器購入費が６３７万９，０００円って、これはどういうことなのか。

○北村水道部次長兼係長　　量水器につきましては、計量法の関係で８年に一度交換しなければならないこととなっております。その関係で量水器につきましては水道部所有物となっておりますので、量水器を購入し、それを修繕という形で業者さんに付け替えていただくのが業務費の修繕費となっております。

　　以上です。

○中村委員　　ということは、これは付け替え費用で。分かりました。

○南委員長　　他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、議案第１５号の審査は終了いたします。

　　続きまして、議案第２９号、令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）

についての説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第29号、令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和6年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款、水道事業収益、既決予定額5億9,084万3,000円に対し、補正予定額は461万5,000円の減額で、予定額を5億8,622万8,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業収益を5,076万2,000円減額補正し、予定額を4億9,508万円に、第2項営業外収益を4,614万7,000円増額補正し、予定額を9,114万4,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額5億1,948万円に対し、補正予定額は461万5,000円の減額で、予定額を5億1,486万5,000円とするものでございます。

内訳は、第2項営業外費用を461万5,000円減額補正し、予定額を4,421万5,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1項営業収益において461万5,000円減額補正するものでございますが、これは第1目給水収益の基本料金減免による5,076万2,000円を減額補正するものでございます。

第2項営業外収益は4,614万7,000円の増額補正とするものですが、これは第2目他会計補助金4,614万7,000円の増額で、基本料金減免による税抜き分4,614万7,000円の一般会計補助金でございます。

次に、支出ですが、第2項営業外費用において461万5,000円の減額補正となるもので、第3目消費税及び地方消費税を461万5,000円減額補正するものでございます。

次に、3ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により業務活動によるキャッシュ・フローの下から4行目、未払金の増減額がマイナス194万2,000円となり、1から3までの合計となる資金増

加額は３６７万４，０００円となり、資金期首残高４億９，６６２万７，０００円に加えた資金期末残高は５億３０万１，０００円となります。

次に、４ページの予定損益計算書をお願いします。

営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純利益は補正前と同様の５，８７１万１，０００円となります。

次に、５ページから予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では資産合計は４９億７，６１４万９，０００円となります。

６ページの負債の部では、負債合計は２３億３５６万９，０００円となります。

７ページの資本の部では、資本合計は２６億７，２５８万円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は４９億７，６１４万９，０００円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、８ページと９ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長　議案第２９号の６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、水道部はその他の報告はないですね。

それでは、全ての審査を終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまでございました。執行部のほうも退席をお願いいたします。

ここで、２０分間休憩いたします。

（休憩　午後　１時２０分）

（再開　午後　１時３４分）

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

これより行政常任委員会に付託になりました２６議案についての委員会の採決を行いたいと思いますが、もし採決前に一応議員間討議があれば実施したいんですけども、どういたしますか。なければ、そのまま採決へ入っていききたいと思います。

（「討議したいです」と呼ぶ者あり）

○南委員長　討議したいということで、幾分当委員会での討議というのは初めて

のことでございますので、討議をする場合、議案番号を言った上でしていただくとよく分かりますので、討議される方は挙手をして。

○西川委員　議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について、討議を行いたいと思います。

先日からずっと執行部とのやり取りの中で私がちょっと不思議に思ったのが、この夢古道の湯の286万8,000円のところなんですけど、これが基本協定書によると3年間の指定管理料が2,631万1,000円となっておるんですけど、これを超えない、以下と書かれておるんですよ。以内にすると。指定管理料の部分で。

指定管理料の中でこれが決められておって、それに新たに特別と言っても光熱費の高騰による差額の280万8,000円を加えると軽くオーバーしていくんですよ。その分だけ。これが協定書に定められているにもかかわらず、それはちょっと乱暴なんじゃないのかなと思ったので、これは本当は執行部に言いたかったんですけど、そのところ、誰かちょっと言ってもらえたら。

○中里副委員長　私も西川委員と同じデータになるんですけど、方向的には一緒にやっぱり乱暴じゃないかと思うんですけど、皆さんどうお考えでしょうか。

○西川委員　中里委員、乱暴乱暴じゃなく数字としてきちんとした開示を取っていますので、金額はもう年度協定書がきちんとあるんですよ。年度協定書のほうでは光熱費は対象外となっておって、執行部の方が一生懸命擁護されていましたが、市民感情から見たら、それを除いても、もしそれを認めたとしても2億6,311万1,000円以内という一文が書かれている以上、それに対して上乗せするということは、後からリボじゃないかなと思ひまして、ちょっと皆さん、ここをどう思いますか、これを認めますか。

○南委員長　すみません。その前に当然議員間討議は、議員相互の自由な議論を中心とした論点と争点を明らかにして、議会が市民に対して適切な説明責任を果たす意味でも大変意義のある議論でございますので、できれば闊達な意見をよろしくお願いいたしたいと思います。

○中村委員　言われるとおりやと思うんですよ。上限を決めておいて名前が違ってから、助成金やからオーケーという話にはならへんと思うんですよ。名前さえ変えたら何でもいいんやったら、それはもう契約行為ではなくなると思うんですよ。ですから、契約行為が何たるものかという、もう一回民間と公が結ぶ契約行為というのをもうちょっと考えるべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○南委員長　　ただいまの意見について、意見はございませんか。

○小川委員　　西川委員さんと中村委員さんが言うことはよく分かるんですけども、ただ私は、初めはそれは無理やなと思ったんですけど、途中でこのリスク分担というところを見まして、これには管理業務の実施に当たり、支障を生じさせるおそれのある事項、分担については分担表のとおりとあるんですけど、分担表のとおりとなると協議事項となっていますよね。

そやけど、指定管理料は上乗せできないというようなことも書いてありますし、協議事項というのは協議できるということではないかなと理解しまして、管理料は増やせないけれども、ほかの方法で救ってあげることにはできるのかなと判断、私自身は、考えは違うんですけど、私はそうやって受け止めて判断しているというところなんです。

○西川委員　　小川委員がおっしゃることも分かるんですよ。分かりますが、この総合の基本協定書の中には、もう３年間の合計金額がはっきり記載されていて、そこに以内とするとはっきり明記されておるんですよ。これが明記されておる以上、それを認めた次からはもう歯止めが利かなくなっていくんじゃないかなという気がするので、そこは協定書である以上、もう契約書も同じですよ。

例えば５００万で新車を買って、メーカーのほうからちょっと材料費が上がったので、５００万で売ったけど、２０万上乗せしてくださいというのを認めるようなもので、市民感情から見たときに果たしてこれを、僕らが許す許さんではなく市民の方がそれを認めるか認めないかが選ばれた議員の重責だと思いますよ。私は。

○中村委員　　今、小川委員が言われたリスク分担表というのは、基本協定書にちゃんと書いてもらっているんですよ。基本協定書の中には、それをちゃんと書いてあるからこそ年度協定書を結ぶと第５条の３に書かれているわけですよ。それは何を意味するかと言ったら、ちゃんと物価の高騰については協議するから、それについて毎年年度の協定書を結びなさいと書いてあるわけですよ。令和５年の当初に年度協定書も結んでいるんですよ。その中に、光熱費は見ないという協定書も結んじゃっているわけ。

ということは、基本協定書に見てあげると書いてあるのに、年度協定書では見なくていいという協定をもう結んじゃっているわけですよ。令和５年の当初に。せっかく基本協定書で物価高騰は見てあげるよと書いてあったら、年度契約書を結ぶときに、令和４年度の光熱が非常に苦しかったから、令和５年度においては考えてくださいという余地をちゃんと残している基本協定書なんですよ。

にもかかわらず、この会社は尾鷲市に対して5年の当初に見ないという協定書を既に結んだんです。ですから、ちゃんと基本協定書には見てあげると書かれているにもかかわらず、会社がそれを見ずに5年度の年度契約書を結んでしまったらもうそれは会社の不注意なんです。見てあげると書かれているにもかかわらず、令和5年度の最初に見ないという年度契約書を結んでしまった挙げ句に、やっぱりあかんからお金を出してくれというのは、それは契約違反以外の何物でもないんですよ。

おまけに、それに対して尾鷲市は2月27日に助成金で助けるという規則をつくっていますけれども、規則は遡れないんです。そやから、2月27日以降の分については見れるかもしれませんが、年度を遡って5月分からの経費を見るということは法律上これはきっと負けます。だって、遡れないんですから。何か犯罪を起こした人を捕まえて、その犯罪があかんから、それについて刑罰をつくってそれで罰することはできないんですよ。同じことを今尾鷲市はしようとしています。

それで、これが法令違反ではないからやると執行部はおっしゃいますけれども、この判例については裁判せな分からへんことなんです。裁判せな分からへんような疑わしいことを議会が認めるということ自体がもうおかしいんです。

ですから、協定書は契約書ですので、契約書どおりにやっていただいて、次の令和6年の年度協定書において物価について見ると言っているんやから見てもらえばいいんです。それについての文句を言っているわけじゃないです。令和5年度、過去に遡ってこれを助成する行為は間違っています。ですから、間違ったことを議会として認めるのは駄目です。

○西川委員　　今、中村委員がおっしゃったのも間違っているんですよ。もうちゃんと2,631万1,000円で、これが以内とされておるんですよ。まず、年度協定書、僕がこの前委員会で指摘したページ数が振っていない。ということは、差し替えが可能ではないのかという疑いを持たれますよね。割印を押してあるからって、押していない部分で、ちょっと細かいことかもしれませんが、リスク管理の対象外のところに給水光熱費と書かれて、またその下の表では水道光熱費、こういう凡ミス、これはおかしいですよ。どっちか統一しないと。同じページで給水と水道とあるんやったら。

こんなことを言ったらまた不穏当と言われるか分からんけど、はっきり言ってこの会社は一度やらかしていますよね。横領か何かの事件みたいなもので、何か一回ちょっと問題になりましたよね。

○南委員長　　事件にはなっておりませんが、問題になりました。

○西川委員　問題にはなりましたね。そのときにグレーな決着をつけてまた再雇用したからこういう問題が出るんじゃないかなと。年次協定書を見てください。絶対これは疑問に思いますよ。同じページ数やのに、ページは振っていないけど、上では給水光熱費、下では水道光熱費、これはもう確認ミスも甚だしいですよ。

○小川委員　西川委員さんが言いますように、仲議長も不備とまで言いませんけど、不備と言ってやったほうがいいか分からんけど、こっちの協定書では指定管理料ができやんと書いてある。こっちには書いてあるのにリスクで協議できる。これはどう考えても両方取れるような感じに取れるんですね。僕が見た場合。

中村委員さんが言うことも本当に一理あると思うんですけど、解釈の違いというか、私はこっちのほうの解釈を取ったっていうただそれだけの話なんです。リスク協議できるので、いけるんじゃないかという話、その代わり指定管理料は払えんけど、名目を変えてやったら緊急支援でいけるんじゃないかというふうに僕は理解したんです。

○濱中委員　私の解釈は、指定管理料の金額が決まっておる中には今回充てようとする品目がないので、指定管理料をプラスするという意味ではないという説明を理解してその外のお金というふうに解釈をいたしました。

リスク分担の協議が、契約時、年頭に協議をしなければならないというのではなくて、リスクが起こったときに協議をするものというふうに理解をしましたので、去年の段階で苦しくてもどうにかいけるんじゃないかという段階を経て申出をしたのが、いよいよちょっとこれではあかん時期が来たなというタイミングのリスク協議というふうに私は理解をしましたので、執行部の説明に関しては一応理解するというふうな判断を今のところしております。

○西川委員　僕は議員が判断するより、小川委員さんといつも言っているんですけど、1票の格差じゃないけど、市民の方がこれをどう受けるかなんですよ。多分一つだけの企業にそういう文をねじ曲げてまで。ちゃんとうたわれておる協定書の内容でいくとこれは見てもらえませんか。絶対に。

これは協定書を軽んじて、なおさら別枠で上げるということ自体うたわれていないんですよ。この協定書の中には。もし想定外の事態が起こったときには随時協議を行うという一文がうたわれてあれば、それは今、濱中委員がおっしゃったように、負担のところだけ見てあげる、助けてあげるということもできるかも分かりませんが、ここは心に鬼してルールはルール、1足す1は2ですよ。それを1足す1を3と無理にこじつけるような議論は僕は恥ずかしいと思います。

○濱中委員　もちろん民間の一企業を助けるという意味やったら、これはしてはいけないことやと思うんですけれども、委員会の説明の中に、市長、担当課から、この施設が尾鷲市のものであること、尾鷲市にとってどういうものであるかということの説明されたときに、これは企業を助けるのではなくて、夢古道の運営として賄うものという判断をすれば、例えば指定管理制度というのは公の建物を維持するために、指定管理制度のほうがよいであろうということで設定をされているものなんですけれども、今回その指定管理の中でそういった不測の事態が起きたんですという説明で、この施設をなくすわけにはいかない。直営にするにしても今すぐに切替えができない、緊急避難というように私は解釈をいたしましたので、これは一民間の企業を助ける行為やとは思っておりません。

○西川委員　では、他市町の場合はどうでしょう。そこを考えてみてください。他市町で指定管理をやっておるところなんかは十分自分のところで経営努力なり、議会まで持ち込んで補助してくれみたいな問題は起きていないと思うんですよ。

まだ本会議の採決までに時間がありますから少し調べてみますけど、これは一議員が業者というより指定管理は尾鷲で言えば一つしかない。ないんだったらそれなりの企業努力をすればいいじゃないですか。企業努力をね。その企業努力が何も見えず、レジオネラ菌が出ました。そんな管理不十分なところが企業努力とは僕は認めたくはないし、本当に他市町をちょっと調べてきますので、そのときにまたきちっとした反対討論を言わせていただきます。

○中里副委員長　このような形になって議論がこうやってなっている状態の予算であると思うので、助成はしてあげたいという気持ちは私もあって、そのお金が駄目なわけじゃないんですが、今回の形がどうなのかなというところなんですけれども。

○中村委員　夢古道が尾鷲にとって大事な施設やというのと、今回のこの助成金を出すという行為は全く別なんです。何でかと言ったら、これはもともと企業が手を挙げて応募されているんですよ。はなからこっちがどうしてもこれをやってください、お願いしますという行為ではないんです。公募して、手を挙げて、その業者が受けるということは、請負というのは損が出るか得が出るか分からへんけど、請け負うんですよ。契約書を結んで請負という行為をするんです。

その場合に、契約書の中にちゃんと救済措置が書かれているにもかかわらず、その救済措置を無視して年度契約を結んで、その挙げ句に回っていけへんから助けてくれというのは、どこの普通の一般企業でも絶対に行われたいし、これは行政体と

してもやってはいけない行為なんです。なぜかと言ったら、請負契約行為が破綻してしまうからです。

何回も言いますけれども、ちゃんと救済措置が書かれているにもかかわらず、それを読まずに年度協定書を結んだのは企業側です。尾鷲市が結べと言ったわけじゃないです。ちゃんと年度契約書というものに対して範囲内で、西川委員がおっしゃるように上限幾らかまでは、そこまではオーケーと書いてあるのやったら、上限いっぱいまでどないかしてくださいという話合いはできたはずですよ。にもかかわらず、そういう話合いが一回もなされずに年度協定書を結んでしまって、おまけにそれが4月や5月に結ばれて、11月にやっていかれへんからお金を出してって。

それもまた2月に今度尾鷲市がそれに遡ってつくれるようなものを、日にちも入れずに、これまた、あれが規約として認められるのかどうかも分かれへんような文書を作ってきて、公布の日から実行って、これは一体いつ公布するかということすら書かれていないような不備なものを出してきて、これで予算認めてください。悪いけど、今回民間企業も尾鷲の執行部も1から10まで契約という行為を理解していないし、もうそれこそ億を貸すと言うんですけれども、やってはあかんことの上乗せをしてこれをごり押しで通そうとしている。

私も中里委員じゃないけど、お金を出すことに反対しているんじゃないんです。何でもいから出すその行為に反対しているんです。そやから、私は何回も執行部にも言いました。やり方を変えたらいいやんかって。何で令和6年度に救済措置ができへんのって。それを考えるのがあんなたちでしょうって。

何で令和5年度の終わってしまったことに対する上乗せを補正でぽこって出してきてこれを通せというのは、これはもう1から100まで間違っているでしょうと言っているんです。私は中里委員と一緒に、お金を出すその行為自体に反対しているわけじゃありません。でも、手法が間違っただけはお金を出したら駄目なんです。

それについて、執行部に言っても執行部はわけの分からへん返事ばかりしていますけれども、議会というのは私たちがちゃんとそれを考えるべき場所です。執行部が何をしているのかを。それについての予算執行が正しいか間違っているかを判断するのは議会です。ですから、これの上限が決まった契約書があって、おまけにその救済処置が書かれていて、それを守らずに年度協定書を結んで、それを後出しじゃんけんでどないかしてくれというのは、2段にも3段にも駄目なことを今重ねているんですよ。

ですから、これを認める行為をするということ自体が、議会としての機能を果た

していないと見られても仕方がないという行為を私たちはするべきじゃないと思って今ここで議論をしています。

○小川委員 反論するわけじゃないですけど、中村レイ委員さんが言うこともよく分かるんです。そやけど、議会が機能を果たしていないと。先ほども言いましたけど、リスク分担などの一文が入っているので、理解したいということを僕は言ってもらいましたね。その判断は全然機能していないということなんでしょうか。

○中村委員 何回も言いますけれども、基本協定書にリスク分担表で物価は見てあげると書いてあるじゃないですか。書いてあるからこそ年度契約書で見直してくださいという機会があったんですよ。にもかかわらず、そのときには令和４年度で赤字が出ているから令和５年度でそれを見直してくださいと企業が言わなかったんですよ。

見直しすると書いてある上であって、その中に年度契約書を結びなさいと書いてあるのに企業が見直してくれと言えへん協定書を結んだ挙げ句に、見直してくれないでしょうというのが理論です。そやから、基本協定書に物価変動については協議するという一文があるから見たらいいんですよ。見たらあかんと言っていないです。ただ、それを見なかったのは企業です。令和５年度当初に年度協定書を結び直しているわけですよ。だから、そのときにどないもなれへんから上限いっぱいまで見てよと言えたんですよ。

○小川委員 年次協定書というのは中村委員さんが言うので初めて聞いて、それで執行部に年次協定書はどういうものかと聞いたら、附則みたいな足りんことを規則で書いてあるだけやということで。これの存在すら知らなかったけど。

(発言する者あり)

○南委員長 ちょっと静粛をお願いします。

○濱中委員 年次協定書があるのは知っておりました。さっき言ったように、リスクの協議をするタイミングが、その中で当初に協議をしなければならないものというのではリスクの協議とは違うと思うんですよ。

例えば今回は物価高騰で苦しんで、だんだん積もってきたリスクもあれば、突発的に起こる事故というのがありますよね。突発的に起こった事故による損失を協議することを一番最初におこなあかんというものではないと思います。そのリスクが起きたときの協議と私は取っておるんですけど。

○中村委員 この要望書を見ていただいたら分かるんですけども、これは別に突発的な事故に対しての助成、補助を求めているものではありません。自分らが経

営が苦しくなっていることにどないかしてくれ、そして光熱費をどないかしてくれと書いてあるだけで、突発的な事故に対する協議とは全く違います。

sonde、令和4年度は既に光熱費は高騰していました。ですから、令和5年度の当初に4年度が苦しかったというのは十分言う時間があったわけですよ。全然突発的な行為ではないので、これを突発的というのはどういうふうに見たらこれが突発的に見えるんでしょうか。

○仲委員　　ちょっと僕は中村レイ委員さんと意見の相違があるんですけど、僕の理解をちょっと説明したいんですけど、今、西川委員さんも言われたように3年間の合計が2,631万1,000円、これを増額するというのは原則無理なんです。原則行わないと書いておるんやでね。ただ、一方では、募集要項のほうに、その他で指定期間中に当初合意した指定管理料が適当でないと認められたときは、その変更について協議の上、決定すると書いておるんですよ。

一方では、燃料費は対象外やと。リスク分担では協議できると。これはちょっと矛盾が生じておるので、幾ら年次協定書を結んで対象外と添付されておったとしても、もしくは6年度に外したとしても、募集要項の中できっちりとうたわれておるものを、逆に年次協定で外すということ自体は、協議の上外すんやったらいつでもできるという話になっていくので、多分私の理解では、執行部は指定管理料として上乗せすることはちょっと無理やろうと判断したんですよ。

しかしながら、燃料費の高騰の事実は確認できると。要望書のとおり上がっていますからね。その事実が確認できる上では、今回支援を必要とするという判断の下で支援金の規則を新たにつくったということで、補助金にしても支援金についても補助要綱なり補助規則がないと支払いができませんよね。今回新たにつくったということは、それに基づいて予算化されるものであれば私はオーケーやと。今回は指定管理料の上乗せではなくて、請け負った企業を燃料費の高騰で事実が確認できるから助成したいということであれば、年次協定は関係ないという、僕は理解をしたいと思います。

以上です。

○中村委員　　もしその理解に基づくとするならば、大体、日にちのないのをこの前出してこられて、日にちのない規則を一体いつつくったんですかと言ったら執行部は口頭で2月27日と言われました。そやから、悪いけど、日にちも入っていないようなあの規則はもう不備ですので、あれは生きていないんですよ。不備です。協定として。あれ、規則をつくったとしても、そもそも規則の形式にのっとって

ないものを出してきています。

もう一つ、もし本当に２月２７日だったとしたら、２月２７日以降のものは出せます。でも、遡っては無理です。何回も言います。規則をつくろうが、何をつくろうが、出すことに文句を言っているんじゃないんですよ。遡ってのことはできないから、年次の協定書をわざわざつくるように基本協定書の中に書いているわけですよ。それは何でかと言ったら、こういうこともあるやもしれんと思って、１年間やってあかんかったら次の年度には変えられるようにわざわざ年度協定書というのを設けるという一文を入れてくれているわけですよ。

それを見やんと年度協定書をつくってしまった挙げ句に、足らんから出してってくれて。それを出すために、２月２７日にわざわざ日にちのないような規則をつくって、本当にどこかに出して、裁判所がそれを有効だと認めたとしても、３月からは出せるかもしれません。令和６年度は出してください。何回も言うけど、出したらあかんと言っていないんですよ。

こういう契約書としてやったらあかんことをやる行為について駄目だと言っているだけですので、私はどういう形であれ、令和６年度の新しい予算でここを救ってあげることに文句を言っているわけじゃないです。令和５年度の当初に年度協定書を結んでおきながら、１１月にお金が足らんから出してくれ、２月２７日に出してやろうやないかと１年分出すという行為が間違っているんです。

ですから、上限が決まっているんだったら、その上限いっぱいまで出してってくれて５月に言うべきです。令和６年度には、その上限が決まっていたらそれ以上出るのかどうか知らんけれども、それは民間企業と行政が３年契約で結んだ請負契約やったら、にっちもさっちもいかへんのですよ。それが嫌やったら入札せなんだからいいだけなんです。そやから、入札して応札して落札して受けたんやったら、損しようが得しようがやっていかなあかんのですよ。それが企業です。

○西川委員　　ここでちょっと僕の体験談を言わせてもらっていいですか。僕が土木で、この前、濱中委員さんが土木の予算について、業者を育てなあかん、少ないんじゃないかということを述べられていましたけど、僕が土木を始めたときにはＣランクというのは１８社ありました。今は３社しかありません。

それはなぜですかって言ったら、皆さん請負契約なんですよ。落札して自分たちで取った金額で施工しなさいよと。そのとき消えていった残りの１５社は涙をのんで消えていったんですよ。もうコンクリもどんどん上がってきたのに市も見えてくれんと言って、経費がかさんでいったけど、その１５社の中に一社でも高騰したか

ら見てくれってそんな女々しいことを言った業者は一つもないと思いますけど、僕の体験では。

みんな自己責任において、そのための入札システムなんですから、市からやれと言われたんじゃない、尾鷲市唯一の18社ですよ。Cランクは。それが企業努力か何かは分らんけど、確かに昔は生コンが1万円以下で買えておったのが、今は3万円かかります。そんなんでは負担が大きくなって、堰堤なんかには手を出すと食い込みが増えてもう赤字でやっていけないから会社を畳むと。

その人たちは声を出せなんだわけですよ。自分のところが負担する。それも一種の高騰ですよ。3倍になっておるんですから。それでも頑張ってまだ3社おりますので、それは企業努力で、例えば工程を縮めたりしたためだと思うんですけど、ほかの潰れた会社で聞いたのは、もうからなんだよ、もうやめるわいというのしか聞いたことがないので、あまり詳しい経営状態は知りませんが、昔は確かに18社ありました。

○仲委員 中村レイ委員さんの今回の助成金の支給規則の件で、附則のところに、施行期日は、この規則は公布の日から施行するとなっていますね。3月31日までに交付すれば5年度は対象になると思うんですよ。それで、2月27日というのは担当課長がどういう意味で説明されたか僕は分らんのやけど、それが公布の日であるかどうかは分かりません。

ただ、5年度は無理やという話の中では、この規則は3月31日までに公布すれば該当します。逆に言って、6年度に入って、この規則じゃなしに指定管理料を上乘せして6年度分をアップするというのは、西川委員さん言われたように限度額を超えてしまうんですよ。それは執行部は考えていないんじゃないかと。それで、よく考えれば、災害等があれば別ですけど、そういう理解をするべきじゃないかと。今回指定管理料は無理なので、3年間の期間があるけど、実際に燃料の価格高騰が確認できたから、指定管理料ではできないから助成金の規則をつくって支給するというのは私の理解です。

○南委員長 今回尾鷲市議会としては初めての討議の場を持っていただいたということで、ワンセグを見ている方も結構いろんな感じで考えておるんじゃないかと思っています。

ただ、今回の双方の意見を聞いていますと、やはり当委員会としてはこの議員間討議をまとめるというのは非常に不可能だと思います。今回の議論を聞いておりますと、本来の討議というのは、皆さんも御存じのように、委員会全体で物事を捉え

て考えて、市民の前に論点、争点を明らかにして、市民目線の下で当委員会として個々の合意形成が図られれば一番いい形の下で採決へ入っていただけると思うんですね。

例えば合意形成を図った上で、それやったらもう修正案を出して何とかしようか、またあるいは附帯決議をつけてこの問題を何とかしようかといういろんな結論があるわけなんですけれども、今回の皆さんの双方の意見を聞いておりますと、当委員会として合意形成を取ることは不可能であると委員長として判断をいたしましたので、議案第16号の夢古道のこの問題については最後は採決で判断をしていただきたいと思います。

そのほかに討論はございませんか。

○中村委員 国市浜の建設についてなんですけれども。

○南委員長 議案でいくと。

○中村委員 議案第何号ですか。ちょっと待ってな。

○南委員長 11号ですか。先ほどと同じく。

○中村委員 先ほどのが16で今度は11。

○南委員長 先ほどの補正やったね。先ほどの討論は16号でございます。すみませんでした。では、11号をお願いいたします。

○中村委員 多目的のスポーツフィールドについてなんですけれども、今回予算をすごく出しているんですけれども、この前の執行部に対する質問でも言わせていただいたんですけれども、なぜスポーツフィールドを計画する前に避難計画というのが出来上がらずに、伴走型という言葉が間違っていると思うんですよ。伴走型というのは、例えば福祉の伴走なら分かりますけれども、避難計画の伴走というのはないんですよ。

なぜかという、避難計画というのは何か事業をする際にそこが安全かどうか。安全でないならばそれを安全にするにはどうするかというのを考えて、それでこれなら大丈夫ということが分かって初めて事業を起こすべきものであって、はい、つくりました、予算をかけました、そのときに考えますという防災計画は存在しないんですよ。

それと、もう一つ私が非常に問題にしているのは、市長が跨線橋の耐震化を明言されませんでしたよね。あれは非常に問題なんです。避難計画の1丁目1番地というのは、あの跨線橋の橋桁が落下してしまったら誰も助からないんです。それについて、本当はこの工事が始まるまでに跨線橋の落橋防止という工事は終わってやなあかんものなんです。それで初めて避難歩道橋なり、いろいろなもの、それに

ついて人をどういうふうに持って行ってどう助けるか。本当に被災者ゼロになるのか。国が想定しているみたいにおる人口の2分の1は死者になるみたいな、そっちに行くのかという分かれ目なわけですよ。

それやのに、伴走型で防災計画をします。伴走型の福祉はあるんですけども、伴走型の防災計画は存在しません。そやから、この予算についての順序が間違っているんで、これも本当に議員の皆様がどう考えておられるのかをちょっとお伺いしてみたいなと思います。

○南委員長　ただいまの中村委員さんの意見に対してございませんか。

○西川委員　僕は中村委員さんとまた違った目線で言わせてもらいますけど、そこへたどり着くまでのボックスカルバート橋は段差ができてまず上れんと思います。

というのは、この間もちょっと専門的なこと言わせてもらいましたが、あの打ちつなぎのスリップバーではもう確実に駄目です。下に本当に25センチぐらいの厚みで16ミリの鉄筋をダブル配筋で組んで基礎を造った上になれば、あの位置は液状化には耐えるでしょうが、ただ何の対策もなく碎石舗装の下地にあのブロックを施工したのでは、私が撮ってきた写真を見てもらったら皆さん分かるでしょう。どうなるか。あんな小さなブロックで果たしてとまるかというところが。

その点でまず中村委員さんは跨線橋のことを言うとするけど、それ以前にそこへ行くまでにあのクリークの水路が崩れて僕は無理だと思いますけどね。またあんまり言うと怒られるので。それを楽しみにしておる市民もおるでしょうから。

ただ、誰が見ても津波浸水域で逃げられなくなったとき、2,000人が一斉にボックスカルバートへ押し寄せたときにどれくらい問題になると思うので警告しておいたんですけど、もしそうなったときはその人たちは責任も取らんと、というか、僕らがおる間にそれが起きるか起きんかも分からんけど、おる間は責任ある議論をしたいと思って発言をさせていただきました。

○小川委員　僕も西川さんが発言したとき、執行部に対して検討もせえよと言わせていただきました。僕は土木のことは素人なので、単に簡単にこれは大丈夫やということも言えませんし、西川さんは土木をずっとやってきているので、この人らがそんなのではあかんと言うんやったら、執行部に対してもっと検討せえということ僕に言わせてもらいました。

真剣にもうちょっと精査してほしいと思っておるので、それはそれで西川さんが言うことは、敬意じゃないけど、あれします。それは検討すべきだと思います。西川さんが言ったこと、技術センター、その上とか、市長も相談すると言いつたも

ので、ちゃんとかけてほしいと思います。

○中村委員　　今、小川委員が言われたように、それが出てからこの予算を出してこなあかんのですよ。先にこの予算を通せということ自体がおかしいんですよ。本当に今西川委員が言われたのは、私も土木に携わっていて、高規格道路、高速道路でさえ橋梁部分とその横は盛土なんですよ。もう段差がついて、もう能登もどこも走れなかったわけですよ。

西川委員が言われたみたいに、全部がコンクリートで造られていたらそんなことにはならないんですけども、取付け部分というコンクリートでがちがちに造られてくいを打った部分と、そうでない部分の取り合わせというのは本当にえらいことになるんですよ。

この前も、課長が震度6で20秒間揺すってどないもなかったという実験結果が出ていますと言っていましたけれども、基本地震が20秒やったら津波は来ないんですよ。津波が来る基準というのはまず30秒揺れているかどうか。30秒を越した途端にもう揺れてようが何しようが逃げ出さなあかんのですよ。何でかと言ったら、津波というのは地面がどれだけずれたかによって起きるか起きないかなんです。

そやから、課長が言われているのは、津波が起きないぐらいの小さな地震の話であって、ここに想定されているレベル2というのは、津波を想定した地震が起きたときの話を今私たちはしているんです。防災上の避難計画というのは、必ずレベル2で津波が来るというのを前提にした避難計画を立てるんですよ。だから、課長が言われている震度6の20秒はレベル2の範囲ではないんですよ。それがレベル2やったとしても実際には津波が起きないから、そんなもの実際には逃げやんでいい地震なわけですよ。そやから、それでこの施設は大丈夫やから予算をつけていいじゃないんですよ。

私たちが想定しているのは、次に起こるであろう地震というのはマグニチュード8、ということは、もう1分ぐらい揺れている地震なわけですよ。だから、そのときに本当に逃げられるというのが、小川委員が言われるように、間違いなく逃げられますと言ってから予算は出すべきものなんです。それが市民に対して丁寧な予算ですよ。それが伴走型で、今から聞きます、今からやりますというのは、福祉以外の伴走計画はないんです。そやから、出してくる順番が違います。

もっと丁寧に人の命をどういうふうにして守るべきかというのを真剣に考えて、考えつくだけ考えて、そして防災のプロの人たちの意見を聞いて、私らみたいな素人でさえこれだけおかしいでしょうという指摘ができるわけですよ。私らみたいな

素人におかしいでしょうという指摘をされるような予算執行をしてきたら駄目なんですというのを、皆さんはどうお考えですかというのを聞いてみたいと思います。

○南委員長　ただいまの中村レイさんの意見についてどうですか。

○中里副委員長　私も専門知識がなくて申し訳ないなと思っている中で、これを聞いているほとんどの市民の方々も同じように専門知識がない方が多いとは思っているので、その中で今までの委員会を見てきた人が、やっぱりまだ防災の部分というのがちょっと怖いなと思っている人はたくさんいると思うんですね。

その中で、議会で多いほうの意見で決まってしまうというのが事実あると思うんですが、今はその議会が、自分も含めてなんですけれども、議員の人数が欠けている部分があって、本当に議会として機能しているのかというところがちょっと疑問であります。

その中で、自分も含めてなんですけれども、本当にそうすると大きな事業がこの場で決まっていいいのかというところがすごくあるんですね。なので、私はこの件は本当に住民投票したほうがいいんじゃないかと思っています。

○西川委員　分かりやすく言うと、中村レイ委員さんは過激なので、ちょっと誤解を招くところがあると思うんですけど、皆さん、今日寒かったとか、暑かったなどと言っても、それを観測しておるのは百葉箱なんですよね。例えば土木で現場へ出ておるやつは、もう30度や40度を超えてそんな感じなんですよ。地震もそれだと思っんです。地震計のあるところが震度7や8となったときに、もっと離れたところではもっと大きい揺れとか小さい揺れになったりするところもあると思っんですよ。それを一概に、中村委員がちょっと突っ込み過ぎるので、土木の専門家であるのなら跨線橋を広げる、支柱を広げるというのは賛成なんです。お金をかけたらボックスカルバートとあれば段差ができませんよ。

下を25センチの幅4メートルのコンクリートのダブル配筋のベースをずっと避難路として、その上にタイルを並べるのであれば液状化はまず起こらないと思います。専門家じゃない僕でも分かると思います。それを予算に上げてこない執行部のほうが僕はちょっと疑問なんです。これで大丈夫と言うからレイさんがかみつくのであって、その予算が高くなってもどっちみちもっと上がっていくんですから、あの都市公園は。それを上げてきたのであれば、レイさんも少しは納得してもらえるかなと思っんですけど。

○南委員長　頑丈な避難路というのは、委員会としても以前からも申し述べているように、西川委員さんが言われるように、本当に液状化に耐えられる安心できる

のが必要だともう言い続けております。当然のことながら。

ただ、今回の中村委員さんの伴走型と言って、もう市長も伴走型で同時並行で進むということを明言しております。この討論会に僕は参画するんじゃないんですよ。委員会の持ち方としての現在の進行形は。

また、皆さんが心配されておるプロムナードから逃げる安全な道なんですけれども、今回の予算計上されたのはあくまでも令和6年度の5億2,000万、そして債務負担行為で7億、この債務負担行為の次年度の中で明確に自分らは6年度中にその議論をしていかなあかんと思うんですね。7年度に執行してもらうためにも。そういった意味では、今日の討論会というのは大変有意義な討論会だと理解をしております。委員長として。

○濱中委員　　ちょっとよく分からんようになってきたんですけど、今回載っておるこの予算に関しての範囲をもう一遍確認させてください。この資料をもらいましたよね。

○南委員長　　絵で見るのがもう一番。

○濱中委員　　そうそう。その絵は生涯学習課ですね。これの6ページの設計概要のここの部分ですよ。レイアウト図の4ページ。6ページですか。4ページですか。ちょっと待って、今4ページを送りますね。

○南委員長　　4ページが一番分かりやすいです。全体的にぱっと見えるのが。

○濱中委員　　これがレイアウト図じゃないですか。予算書の207ページ、委託料と工事請負費の話ですよ。それはこの避難用歩道橋まで入っていますか。

○仲委員　　設計等業務委託料2,740万、それが避難路の橋。

○濱中委員　　避難路の橋ね。そして、工事請負はどこまでですか。

○仲委員　　工事請負は来年度やん。

○南委員長　　昨日、確認したら、プロムナードのほうは来年度予算の中でしていくということで。

○濱中委員　　じゃ、ここの工事請負費の5億9,450万は。

○仲委員　　野球場と解体事業。

○濱中委員　　ということは、プロムナードの予算にはなっていないですか。

○仲委員　　プロムナードの予算は7年度。

○濱中委員　　この中にはないんですね。

○南委員長　　債務負担行為の中に入っています。

○濱中委員　　債務負担なんやけれども、この5億9,450万の中には入っていない

いんですよ。

設計と業務委託料が、この橋の部分の今西川委員さんが言われた部分の設計、その設計概要が載っておるのが8ページでよろしいですか。断面図と平面図、8ページ、この部分ですね。分かりました。

○仲委員 委員会でもちょっと橋の部分については検討するという最後の答えが出ましたよね。避難路も含めて。それで、これをずっと見るといって、図面もあるんですけど、国市浜公園に係る避難路地質調査と設計積算業務委託料になっておるんですね。多分地質調査をどこまでやるか知らんのやけど、地質調査もやるんですよ。

その結果、やっぱりこのカルバートだけのあれではまずいという結果もある可能性もあるわけですね。実際には。そうすると、検討するというその時点で設計業者からしっかりした回答を得られると思うので、僕はそれに期待したいと思うんです。

もう一つは、今回避難路を初めて明確に言ったら、A地点からG地点までこうですよとお示しをしました。それは言ったら今度設計を出す橋も含めて。ところが、委員長のほうから、避難路については今後もまだ1年間あるので、十分検討して考えてくださいという話もあったので、跨線橋が落ちた場合のことも考えて、赤に塗られた部分よりももう一つ違ったルートで行けるとか、そういうのを今後検討してもらおうということで僕は理解したんですけど、そういう理解じゃなかったでしょうかね。

○濱中委員 今、中里さんがこの件に関しては住民投票が必要という話があったんですけども、その住民投票の対象は、造るか造らないかの時点の話ですか。この野球場を造るか造らないかという話のところですか。

(「予算書も上がっておるのに、住民投票というのは……」と呼ぶ者あり)

○南委員長 住民投票の話はともかく。

○濱中委員 いやいや、彼女の意見も一応、彼女も納得しないまま進むのはどうかと思ったので、住民投票がなぜできないかという話も含めて理解したいですよ。きっと。

ここに公園を設置しますよという話は、以前にも都市計画決定というのがありまして、そこで審議会もあって、議会での議論があって、もう都市計画決定がされていて、都市計画決定は尾鷲市だけのものではないので、もうここにこういったものができますよということは実は前の段階で決まっておりますし、今はこれの手法の話にもう来ておりますので。

恐らく物事が進んでいるから進んでいるままに進めてくださいというのがすごく

疑問なんですよ。きっと。振り向きたい部分があるんやと思うんですけども、決定されたものに関してそう簡単に変わるものではないし、住民が判断できる段階では今はないというふうに思いますよ。

○中村委員　都市計画の決定時に、ここの中に避難の山を造るとというのが蹴られたときに、ここは安全に逃げられるかという話があったと思うんですよ。それは都市計画決定される上で非常に大きなウエートを占めていたと思うんですけども、私が問題にしているのはそのときの決定が無視されているでしょう。

物を造るのが先じゃないんです。防災の避難計画がまずあって、それが認められたら都市計画は生きるんですよ。都市計画が決まったからどんどんやりますじゃないんです。都市計画を決めるときには、市民の安全の担保というのがついていたわけですよ。

でも、今の予算書は、まず今設計で調査費をかけて、今から時間をかけてやります。そやけど、もう野球場は造っちゃいます。中里委員が言いたいのは、ここにどれだけお金を突っ込んで何を造りたいんですかと。たかが野球場、今のままやったらよかったのに、要らんとところに造って、私らが求めているようなW筋を入れて25センチで全部回したら予算が一体幾らかかるのって。これを造るだけできっと100億ぐらいかかっていくわけですよ。

本当にそんなものが市民にとって必要なというのがきっと中里委員の言いたいことやと思うんですよ。市民もそう言いたいと思うんですよ。安全を担保するのに、野球場は当初見積りが8億円だったのがいつの間にか20億円近くになっていますよね。野球場を1個造るのに20億円、どんどんお金をかけて、広域ごみを代替野球場に持っていけへんかったらこんなことになれへんって市民は思っていると思うんですよ。

それを何の調査もせずに、こんな浸水5メートルのところに持っていくことに賛成し続けたということに対して、中里委員は市民はそんなのをよしとしていませんよというのを今言ったと思うんですよ。決まってしまったからもうどうにもならないじゃないんですよ。決まるに至った経過、決まるときについている条件、それが守られずに、何でもいから野球場を造ったらいいやろうというその姿勢は間違っているし、予算の出し方も間違っています。

○濱中委員　なぜ避難路に対する中村委員の意見が私は理解できないかというと、100%絶対にと言われるからなんですよ。物事、形あるものに100%絶対にべきというものが私はこの世に存在できるとは思っていないので、よりよいもの、ベ

ターなほうを自分の中で判断基準としております。これは私の見解ですので、間違っているかどうかは言わなくて結構です。

○中村委員 間違っているかどうかなんか言いたくもないし、私は100%を求めているんじゃないんです。ただ、浸水が5メートルすると分かっている場所に市民を2,000人集めたいんやったら、集めるだけの手法と作法があるんです。100%求めへんけど造っちゃうよって言ったら、市民は一体どう思うんですかということを知っているんです。

100%のものを求めているわけじゃありません。でも、市長が言われるように、ここなら絶対安心やから遊びに来てくださいと言えるものを目指すべきやと言っているんです。でも、素人が考えて安全やと言えないものをどんどん造ろうとしているから問題視しているんです。

100%安全なものを求めていないし、私はこの場所に100%安全なものを造れるとは絶対思っていない。ここに100億かけてもきつとここは危険地域です。それは変わらないので、100億かけるかどうかの問題を中里委員さんがしているんやったら、私はその意見も非常に大事だと思います。

○南委員長 今、議案第11号の国市浜公園のことで議論をしていただいたわけなんですけれども、先ほどの夢古道の議案と同様に、この議案につきましても委員会としての合意形成を取ることができないと委員長として判断をいたしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。でも、大変有意義な議論をしていただいたと皆様に感謝しております。双方の意見として。

そういったことで、皆さん御存じだと思うんですけれども、議論の在り方というのは今朝ちょっとだけ勉強してきたんですわ。そうすると、例えば執行部の市民への説明責任はどうであったか、いろんな問題に対して。それと市民との合意形成を取るに当たっての働き方、あるいはプロセスが十分であったかというのも一つの議論のテーマにするのもいいんじゃないかなと参考資料で書いておりました。結局、幅広く議員間だけじゃなしに、市民目線においても議論、議論は重ねて、できる限り全体の合意形成を取ることが本来の議論の姿だと思いますので、次回からはできる限り合意形成が取れるような議論にしていきたいと思います。

○西川委員 中里委員、市長にはアンケートを取りましょうと、僕は一般質問で何回も言っていますよ。もうそれは聞いてもらえんので、結局あとは市民の判断ですよ。それにもう任せるしかありません。諦めてください。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど議員間討論をしました皆様の意見については、できる限りまとめて委員長報告の中では……。できないの。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 4 2 分)

(再開 午後 2 時 5 8 分)

○南委員長 会議を続行します。

それでは、当委員会に付託になりました計 26 議案についての委員会の採決を行いたいと思います。

議案第 2 号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、原案のとおり可決すべきとするものの賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

次に、議案第 3 号、尾鷲市監査委員条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

次に、議案第 4 号、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 5 号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

引き続き議案第 6 号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 7 号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 8 号、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 9 号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 10 号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次の議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてにつきまして、中村レイ委員から修正案が提出されておりますので、修正案のほうの準備を委員の皆さんにタブレット、もしくは配付をお願いいたします。

(修 正 案 配 付)

○南委員長 よろしいですか。皆さんお手元に届きましたね。

それでは、提出者であります中村委員より修正案の説明をお願いいたします。

○中村委員 それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、第 1 条中、歳入歳出 10 億 4,913 万 3,000 円から総額 6 億 6,060 万 3,000 円減額し、100 億 8,853 万円に改めるものであります。

まず、歳入については、第 12 款分担金及び負担金、第 1 項負担金を 1 億 4,872 万 1,000 円から 9,250 万円減額し、5,622 万 1,000 円に、第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金を 4 億 824 万 4,000 円から 2 億 6,420 万減額し、1 億 4,404 万 4,000 円に、第 18 款繰入金、第 1 項基金繰越金を 7 億 9,250 万 5,000 円から 3,670 万 3,000 円減額し、7 億 5,580 万 2,000 円に、第 21 款市債、第 1 項市債を 6 億 1,230 万から 2 億 6,720 万減額し、3 億 4,510 万円に。

歳出の第 9 款教育費、第 4 項社会教育費を 2 億 2,382 万 5,000 円から 2,

955万円減額し、1億9,427万5,000円に、同じく第9款教育費、第5項保健体育費を6億6,799万3,000円から6億3,105万3,000円減額し、3,694万円にするものであります。

また、この減額に伴い、第2条で定める「第2表債務負担行為」のうち、「国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託」及び「国市浜公園野球場建設工事」を削除し、第3条で定める「第3表地方債」のうち、「社会教育施設等整備事業」及び「多目的スポーツフィールド整備事業」を削除するものであります。

修正内容についてですが、5メートルの浸水が予想される場所に2,000人を集めるスポーツフィールドをそもそも造るべきではありません。被災者を一人も出さない避難経路の安全性についての進め方があまりにもずさんと言わざるを得ません。俗に言う安物買いの銭失いではなく、高物買いの命失いになるようなこの予算に到底賛成することはできませんので、皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明をいただきました修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 討論なしと認めます。

討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決について採決を行います。

まず、本議案に対する中村委員から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

（挙 手 少 数）

○南委員長 挙手少数であります。よって、本修正案は否決されました。

したがって、原案について採決をいたします。

それでは、議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 挙手多数であります。よって、議案第 11 号は可決されました。

○中村委員 今の同数じゃないの。

○南委員長 すみません。私が勘違いをいたしましたので、もう一度採決を取りたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 挙手同数であります。よって、尾鷲市議会委員会条例第 17 条の規定により、原案につきまして委員長は可決すべきものと採決いたします。先ほどは、大変失礼をいたしました。

次に、議案第 12 号、令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 13 号、令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 14 号、令和 6 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 15 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第 16 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について、中村レイ委員から修正案が提出をされておりますので、修正案の配付をお願いいたします。

(修 正 案 配 付)

○南委員長 それでは、提出者であります中村委員より修正案の説明をお願いいたします。

○中村委員 それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決についてのうち、第１表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳出の第２款総務費、第１項総務管理費を２３億３,６７７万円から２８６万８,０００円増額し、２３億３,９６３万８,０００円とし、第６款商工費、第１項商工費を２億６,０７７万円から２８６万８,０００円減額し、２億５,７９０万２,０００円にするものであります。

修正内容ですが、温浴施設の管理会社と令和４年に結ばれた契約書には基本協定書が含まれ、その中にはリスク分担表が明記されています。物価変動は協議対象と書かれています。そのため、基本協定書の５条３項には年度協定書を定めるとしております。すなわち、物価などの変動を協議する機会を設けています。

令和５年度の初めに結ばれた協定書には光熱費は対象外とされております。それをその後の１１月の要望で見てくれということが出て今回の予算が計上されておりますが、本来の契約とはそういうものではありません。ですから、この予算を認めるわけにはいきませんので、修正案を提出したいと思います。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。審議のほどお願いします。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの修正案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 質疑はないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について、採決を行います。

まず、本議案に対する中村委員から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 可否同数であります。よって、尾鷲市議会委員会条例第１７条の規定により、本修正案につきましては委員長は否決すべきものと採決をいたします。

したがいまして、原案について採決をいたします。

それでは、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 可否同数であります。よって、尾鷲市議会委員会条例第１７条の規定により、原案につきまして委員長は可決すべきものと採決をいたします。

次に、議案第１７号、令和５年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第１８号、令和５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第１９号、令和５年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第３号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第２０号、令和５年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第２１号、尾鷲市高齢者保健福祉計画について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第２２号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第２３号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第２４号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第２７号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第２８号、令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

それでは、最後に議案第２９号、令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

当委員会に付託をされました２６議案全て委員会で可決すべきものと決しましたことを改めて御報告申し上げます。

委員長報告についてはいかようにさせていただいたらよろしいですか。

○小川委員 補正予算のほうなんですけど、書類の不備とまで言いませんけれども、もうちょっとしっかりとした、法的拘束力はないですけども、精査するように……。

○南委員長 議案としたら。

○小川委員 どこやった。どこやった補正予算は。

（「１６号」と呼ぶ者あり）

○小川委員 １６号、それをもう少し精査していただきたいということで。

○南委員長 １６号の。

○小川委員 契約書とか書類。

○南委員長 夢古道の部分ですか。

○小川委員 そうです。

○南委員長 はい。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 先ほどの議員間討議のことなんですけれども、局長にちょっと聞いてみますと、議員間討議の中身の内容については委員長報告で触れることができないそうです。やはり合意形成に至らなかったということで。ただ議員間討議があったということはしっかりと報告をさせていただきます。

他のことについては委員長にお任せしてもらってもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 そういうことですので、長時間にわたり御苦労さまでございました。

明日は休会、１８日も休会ですね。１９日の最終日はよろしくお願いいたします。
本当に御協力ありがとうございました。

これを持ちまして、当委員会を閉会いたします。

（午後 ３時１９分 閉会）